

〈研究ノート〉

犯罪少年の逆送事件と裁判員裁判

三宅孝之・中田憲悟

はじめに

- I 少年の検察官送致（逆送）制度
- II イギリスのブルジャー事件の刑事裁判
- III 広島灰ヶ峰事件と裁判員裁判

おわりに

はじめに

1997年の神戸市における連続児童殺傷事件を契機とし、2000年に少年法が改正された。この法改正によって、殺人や強盗殺人等の少年の重大刑事事件においては、家庭裁判所から検察庁への逆送（検送）⁽¹⁾という一般の非重大事件を含む刑事手続の対象年齢が16歳から14歳へ引き下げられたことと併せて、原則逆送となる年齢が16歳とされた。ここに、16歳以上の少年の重大刑事事件における原則逆送規定下において、家庭裁判所は逆送か、あるいは例外的な保護処分手続を採るのかの裁量とその判断決定理由を明示することが求められることになった。

さらに、2009年5月の裁判員裁判制度の開始以降、今日では、検察庁に逆送され起訴された重大刑事事件は裁判員裁判の対象となった。

ここに原則逆送事件における裁判員裁判は、量刑上、職業裁判官のみによって担われた刑事事件の場合とは異なる局面を生じさせはしないかの問題も起きてくる。

本稿は、第1に、この間の少年法改正と裁判員裁判制度導入後の逆送事件の扱いの法的性質について、第2に、逆送後の刑事裁判における量刑、家庭裁判所への再送致、少年被告人の処遇のあり方について、そしてその際、第3に、少年の「公正な裁判」にかかって少年刑事裁判につきイングランドおよび直近の日本の重大人身犯罪のケースとヨーロッパ人権条約、国際人権規約（B規約）との関係にも触れ、第4に 近時の逆送事件である灰ヶ峰事件を取り上げ、論稿全体として少年法の理念でもある少年の健全育成と国際準則の観点を踏まえながら、裁判員裁判時代における少年の逆送事件の在り方について検討しようとするものである。

I 少年の検察官送致（逆送）制度

1 少年法改正の小史

(1) 2000年少年法改正前の逆送法制度

少年事件の逆送制度は、2000年改正前に存在し、少年法旧20条本文に規定されていた。

「家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件について、調査の結果、その罪責及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない」（法20条1項）

この規定は、裁判官に、逆送つまり刑事処分相当の判断（裁量）を全面的に委ねその判断要素として対象事案（法定刑の重さ）とその非行少年の「罪責および情状」を示したものであった。しかも、この逆送（検送ともいう）は、旧法20条但書によって、16歳以上の少年に限定、制約されていた。つまり、刑事責任年齢に達している14歳、15歳の年少（犯罪）少年は、刑事責任能力が認められる場合にも、逆送による刑事処分に付されることはなかった。

(2) 2001年、改正少年法の施行

法改正の骨子は、①少年事件の処分等の見直し、②事実認定手続の一層の

適正化、③被害者への配慮の充実の3本柱からなるとされる。施行（2001年4月1日）後には、施行状況について、国会報告、結果報告に基づく法制整備等の措置を講じるとされた（附則3条）。

この法改正により、法20条の逆送（検察官送致）にも変化が生じた。具体的には、改正の諸点は、①少年事件の刑事処分年齢制限の16歳以上を撤廃したこと、②14歳（刑法の刑事責任年齢）以上の少年を刑事処分可能とすること、③重大（故意の犯罪で被害者死亡）事件の16歳以上の少年事案は原則逆送（原則検察官送致）としたこと、④14歳以降の少年の刑言渡し事案では、14～15歳の間、受刑少年の少年院収容および16歳以降の刑事施設移送としたこと、⑤裁定合議制を採用したこと、⑥重大刑事事件における必要的付添人制度を採用したこと、⑦保護者への保護強制、指導を盛り込んだことに、特徴がある。

（3）2014年法改正 有期長期刑の上限15年から20年へ

2014年4月、刑法改正（1995年）による法定刑の引き上げとはタイムラグはあるが連動して、少年の重大犯罪に対す重罰化を柱とする少年法改正（以下「2014年改正」という。）があった。この2014年改正は、第1に、これまでの殺人等で成人であれば無期懲役となる犯罪の場合に犯行時18歳未満であれば、10年以上15年以下の有期刑に緩和していたものを、同有期刑の上限を上げ、10年以上、20年以下の範囲の定期刑に、また第2に、成人であれば3年以上の有期刑にあたる罪を犯した場合に、これまで判決言渡し時20歳未満であれば5年（下限）以上、10年（上限）以下の不定期刑を、各々引上げ10年以上15年以下の不定期刑が言い渡せるように改正したものである⁽²⁾。

しかし、これら法改正を経たとはいえ、少年法の本体の抜本改正ではないことから、少年法領域において歴史的に、さらに国際的に共有されてきた非行少年の処遇の基本的な考え方を確認しておく必要がある。

2 少年法の理念

(1) 少年法の理念

少年法の2000年の一部改正があったものの、少年法の基本的性格および非行少年の処遇理念を示す、少年法1条「少年の健全育成」⁽³⁾が変更されたわけではない。少年の健全育成は、保護手続と刑事処分手続を包摂し、しかも保護処分優先主義といわれる非行少年に対する保護処分（性格矯正と環境調整）という少年本人と環境の改善に重点が置かれてきたことに変わりはない。そして、刑事処分手続を執る場合における特別の措置は、この少年法を踏まえ刑事法上の手続を補充的に用いるものである。

(2) 国際準則と少年法

わが国は、1994年に「国連子ども（児童）の権利条約」（1989年国連で制定）を批准した。1979年には、国連の国際人権規約B規約（市民のおよび政治的権利に関する国際規約）を批准しており、いずれも国内適用の効力をもつ国際準則といえることができる。少年司法に関しては、1948年の世界人権宣言以降の2つの国際条約は、少年司法を考えるうえで、その国内適用の側面をもっていることも留意される必要がある（憲法98条2項）。今日では、広く国際的に効果をもつ国連の少年司法に関する3準則⁽⁴⁾は、少年の非行防止段階、司法手続段階、処遇段階にわたって示された文書が存在することと併せて、少年司法の国際基準を国内的に踏まえるうえで重要な意味をもっている。とりわけ、子どもの権利条約は、今日、子どもの意見表明権（同12条）を明らかにしており、これによって成長発達権（同6条）が実効的に保障されることになっている⁽⁵⁾。

(3) 少年保護思想の今日の到達点

これらのことから、わが国の裁判例が示すように、今日のわが国において、少年および非行少年は、国際人権条約の状況と動向を踏まえ扱われるべきとする段階に達しているのである。

「少年は、未来における可能性を秘めた存在で、人格が発達途上で、可塑性に富み、環境の影響を受けやすく教育可能性も大きいので、罪を

問われた少年については、個別的処遇によって、その人間的成長を保障しようとする理念（少年法1条「健全育成の理念」）の下に、将来の更生を援助促進するため、社会の偏見、差別から保護し、さらに環境の不十分性やその他の条件の不足等から誤った失敗に陥った状況から抜け出すため、自己の問題状況を克服し、新たな成長発達の道を進むことを保障し、さらに、少年が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことが促進されるように配慮した方法により取り扱われるべきものである。そして、このような考えに基づいて少年に施されるべき措置は、翻って言えば、少年にとっては基本的人権の一つとも観念できるものである」と。

「過ちを犯した少年が、自己の非行を反省し、他の者の人権及び基本的自由を尊重する規範意識を涵養するため、更生の道を進み、社会復帰を果たすことは、このような権利の具体的行使であるとともにその責務であるが、大人（成人者）及び社会には、少年が非行を克服し、社会において建設的な役割を担うことが促進されるようにするため、環境の整備を初めとする適切な援助をすることが期待、要請されているのである」と⁽⁶⁾。

この国際準則に沿い国内法と統一した理解のもとに、非行少年処遇を展望しようとすることの自覚は、2009年千葉景子法務大臣が立ち上げた「少年矯正を考える有識者会議」において纏められた提言のなかにも反映され示されている。すなわち、少年保護法制の一翼を担う少年矯正（少年院、少年鑑別所）の基本的理念として、個人としての尊重（憲法13条）とともに、子ども（児童）の権利条約上の「児童の最善の利益」（3条）、生存・発達の最大限確保（6条2項）を明記して指摘し、国内法上の「人格完成を目指し・健康な国民の育成を期」すること（教育基本法1条）および健全な育成（少年法1条）を示し、国際準則と少年法の一体化を説いている。この具体化として示された少年矯正の基本的方向は、5つの柱の第1・2の柱として、①少年の人格尊厳の適正な処遇と②再非行防止・健全な成長発達の有効な処遇を

掲げており、このことに注目すべきである⁽⁷⁾。

こうして、非行少年の処遇は、起源的には国親思想（パレンス パトリエ）を出発点にはしていたが、今日では、デュープロセスの要素を取り入れながら捉える時期を経て、少年の成長発達権の法的枠組みを基に、保護主義および社会復帰を貫く時代へ向かっているといえよう。その際の保護手続は、保護処分優先主義と不処分優先主義とに区分されうるが、後者にあっても不処分、非強制的な措置、すなわち児童福祉法上の措置を限りなく追求することになるケースワーク的機能を重視したものを、可能な限り模索すべきことになる。

(4) 保護手続と刑事手続

少年法は、家庭裁判所による保護手続のメインストリームおよび逆送による刑事手続へのサブストリームを規定している。この保護手続は、「非行」（犯罪・触法・虞犯行為）を理由にその少年の問題を解決することを目的にし、その非行事実の認定および要保護性の存在を根拠に、処遇手続、それらは調査・審判の全過程において少年の健全育成のための必要な援助を行うプロセスでもあることから、司法と福祉を併有した機能をもつものである。

他方、少年の刑事手続は、犯罪事実を認定し、その認定された犯罪に対し応報の枠内で刑の抑止力が期待できる程度の制裁を言い渡すものであるということができよう。この結果、刑事裁判の審理を通じ、判決によって実刑が言い渡されるのが大半である。その刑の本質は作業を基本不可欠とし、他の処遇は如何に多様なものであったとしても副次的な性格をもつことになる。しかも、刑事施設としての刑務所の目的は、改善更生と円滑な社会復帰にある。とりわけ、少年受刑者に特化した刑事施設である少年刑務所であっても、道徳的・倫理的矯正、威嚇に基づく行為の再社会化、受刑者の社会的関係の保護的再建による再社会化のために多様な処遇方法が取り入れられる⁽⁸⁾。

(5) 逆送と健全育成

逆送は個別的には、別個の独立した機関の手続が混合した形をとっている。

しかし、これらは、すでに見たように、統一して非行少年の処遇目的を捉える必要がある。すなわち、非行少年が健全育成（少年法1条）および市民としての成長発達（子どもの権利条約6条）という処遇目的に導かれながら、警察ないし検察を経て家庭裁判所への（簡易送致によって修正されてはいるが）全件送致主義のもとでの保護処分手続を原則とし、「例外的に」家庭裁判所から逆送（検察官送致）を経て刑事処分手続があるとして捉えるものである。そして、少年法20条2項の家庭裁判所からの検察（官）への原則逆送は、さらに「再度の例外的に」裁判所における審理後の家庭裁判所送致決定、つまり再度の保護処分手続等もありうるが、これらは統一的な処遇目的理念で把握されるべきなのである⁽¹⁰⁾。

この犯罪および非行に対する刑事手続および諸手続は、関与する諸機関が各組織の固有の目的・任務をもちながら、全体として目的に向けて機能していることについての認識とそのことの重要性を説くものである。このことは、非行少年手続にあって、逆送・再逆送の過程があり諸機関が関与するとしても、処遇の目的性に導かれたものとして裁量権限が行使されるべきことを説いているとして再解釈することができよう。諸機関の組織目的の矛盾を整合的に理解し、一機関の目的に拘泥、固定化しないことが重要なのである。その各機関における「正義」も全体の目的に収斂されるべきなのである⁽¹¹⁾。

保護手続および刑事手続に付されたこと、すなわちこれらの手続過程自体が、社会的制裁・規範意識の覚醒の機能をもっているのであり、終局的な保護処分や刑事処分（刑）以上に、そこに至る過程がもつ意味および作用を理解すべきなのである。まして、非行少年にとっての逆送手続が必要的に刑事罰を原則求めるものであると理解してはならない⁽¹²⁾。

逆送によって、一旦、「公開の」刑事手続に付す場合にも、その刑事手続のプロセス自体がもつリスク以上に少年の健全育成にむけて、最終的に保護手続へ還流することができれば、少年の非行事実の認定、要保護性を高め、結果として非行少年の特別予防、社会復帰が高められる例外的な場合（ケース）もありうるといえる。責任能力、成人同様の公判・刑事手続、対審構造

自体が規範意識の覚醒、犯罪被害者等の理解、被害感情の慰藉等に寄与し、被告人の罪の意識を覚醒させる機能を担っており、刑罰賦課・制裁の一定効果を既に達成させることができているといえる。この刑事手続のもつリスクとは、刑事裁判のもつ厳格な対審（対立審理）構造がもつ情操への功罪、証人・被害者家族の意見表明等が及ぼす心理的な悪影響である。

3 少年の刑事（処分）手続と裁判員裁判

2009年5月の裁判員裁判の実施によって、少年を被告人とする逆送裁判員裁判は、それ以前の職業裁判官による裁判とは著しい変化を示すこととなり、またこれまでに一定数の判例の蓄積が見られる。この裁判審理の変化は、子どもの権利条約にも引き継がれた少年への公平な審理問題、裁判員裁判における少年事件の位置づけ・審理の在り方と同時に裁判員の少年事件理解の保障といった問題を生じさせることになった。

このことは、保護主義および科学主義の少年法の理念が裁判員制度の実施によってゆがめられることのないように、丁寧な審理が逆送後の刑事裁判手続において行われるべきとするものである⁽¹³⁾。

裁判員制度の導入によって、裁判員が、逆送少年事件において、少年法の法制・諸制度の理解と、不定期刑、処遇における少年刑務所・少年院の相違等を十分に理解する必要がある状況が生じて来ている⁽¹⁴⁾。

4 原則逆送とそのエビデンスとして社会調査

少年事件処理の手続上、対象少年の処遇意見が家庭裁判所に示されるのは、手続の進行に対応させれば3段階においてである。家庭裁判所は、これら段階毎に蓄積された3様の処遇意見をもとに審判を行い総合判断し少年の処遇（終局的）決定を行う。

第1の段階は、司法警察職員および検察官は少年事件を家庭裁判所に送致するにあたって処遇意見をつけることができるものである（少年審判規則8条3項）。第2の段階は、家庭裁判所が少年を少年鑑別所へ観護措置（原則

4週間内、上限8週間。少年法17条1項2号9項)のため送致した場合、少年鑑別所において少年の心身の状況につき科学的な方法で検査が行われ、少年鑑別所は処遇意見を付した鑑別結果通知書を家庭裁判所に提出する(同規則11条3項)。第3の段階は、家庭裁判所調査官が社会調査の結果を書面にして家庭裁判所に報告するとき処遇意見を述べなければならない(同規則13条)。もっとも、家庭裁判所は少年を同調査官の観護措置に委ねることもできるので、この観護措置を踏まえた処遇意見を述べることもある(同13条3項)。

原則逆送事件においては、家庭裁判所はこれを保護処分の対象とするには、犯情の面において特段の事情がある事案か否かが問題となる。その際に、原則逆送の対象事案では、必ず社会調査を実施するのが実務であり、この点で家裁調査官による社会調査は重要性をもつことになる⁽¹⁵⁾。

家庭裁判所における家裁調査官による基本的な調査項目、根拠法令として少年法9条、少年審判規則11条に示された、①犯行の動機・経緯(犯行の目的、犯行の計画性の有無、一過性か否か、被害者との関係)、②犯行の態様(犯罪類型、共犯であれば犯行(非行)における少年の立場・役割、実行行為の態様、犯行時における被害者との関係)、③犯行後の状況(救護措置の有無、隠蔽工作の有無、被害者等への謝罪の有無)等の調査が重要な柱となる。

とりわけ、少年法20条2項の原則逆送(検送)事件では、結果の重大性に着目するうえで、被害者等(遺族を含む)の感情、地域住民の感情、学校側の意見等の社会的影響を把握するために、これら諸感情の程度についての調査等も重要性をもつ。そしてそれらの要素を総合的に、多面的に評価する必要がある。

逆送事件にあっても、裁判所の裁判官は、少年の保護可能性を調査する必要性はある。社会記録の扱いとして、少年調査記録(社会記録ともいわれる)がある。この根拠規程は、少年調査記録規程である。すなわち、「少年の処遇に関する意見書及び少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類を編綴

して作成された記録」(2条)。この調査の内容は(法的調査)審判条件、非行事実の存否について、主として事件記録(法律記録)によって行う調査であり、裁判官が自ら行う⁽¹⁶⁾。

これら家庭裁判所における非行事実の認定および要保護性判断の前提となる、これら証拠資料(エビデンス)は逆送決定の場合にも十分に行われる必要があることは言うまでもない。問題は、逆送により、少年の犯罪事案が検察により起訴を基に、刑事裁判所の裁判員裁判に付された場合、社会記録等のエビデンスの開示がどこまで可能か、そしてその基準は何かにある。少年および関係者のプライバシーへの配慮等から、公判廷で要約報告書の提出で一部のみ読み上げに止まっているのが現状とされるが、科学的専門知識の活用(法9、50条、刑事訴訟規則277条)との矛盾を抱えている⁽¹⁷⁾。同開示は、刑事処分判決のみを前提としたものでなく、家庭裁判所への移送決定(法55条)、保護処分の可能性もあることから、少年被告人側の主張に沿いつつ、開示方法につき、さらに工夫とそのため訴訟指揮が必要である。

5 原則逆送および但書の意義：少年法20条2項の解釈

<検察官送致(逆送、検送)の根拠規定>

2000年の少年法改正によって、刑事処分のための逆送(検送ともいう)規定はどのように変化しており、このことが逆送制度にどのような影響を及ぼしていると考えられるべきなのであろうか。規定は、つぎのとおりである。

- ・「家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁に送致しなければならない。」(少年法20条1項)

・<犯行時16歳以上の重大犯罪の原則逆送><例外 非刑事処分>

「前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯す時十六歳以上の少年に係るものについては、前項の決定をしなければならない。ただし、

調査の結果、犯行の動機及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りではない」（少年法20条2項）

少年の刑事処分相当と判断し逆送（検送）する際には「罪質および情状」の判断が家庭裁判所に求められるが、実務上、その判断要素としては、少年の年齢、性格、人格の未熟さ（可塑性の程度）、成長歴、非行歴、保護処分歴、環境、さらには事案の軽重、態様、犯行後の情況、逆送後の終局裁判の見通し、対応する処遇との有効性の比較、共犯者の処分の均衡等が挙げられている⁽¹⁸⁾。

とりわけ、法改正によって規定された法20条2項の原則逆送とされる規定は、法案提案がいう非行少年（14歳以上の犯罪少年）の「規範意識の覚せい」および「被害者保護」を目的としたものであった。であれば、それらは、裁判審理の結果、大別2種類、すなわち第1に、判決による不定期刑等多様な種々の刑（刑事処分。法51～52条）の言渡しのほか、第2に、決定による家庭裁判所への移送、審判付託（法55条）が規定されていることから、前者の場合は全過程で、そして後者の判断をした場合にも貫かれるのであるから、逆送および審理自体の過程、すなわちこの手続プロセス（過程）に帶有していることになる。少年法の健全育成の理念を貫くならば、むしろ、重大致死事件にあっては、刑事裁判を通じ、それらの過程を経ることによって、後者の家庭裁判所への移送を通じての保護処分の道を探求することも保障されていることができよう。したがって、少年保護事件は、プロセスからみれば、家庭裁判所での非行事実の認定と要保護性を基にした純粹の保護処分と、原則逆送による「規範意識の覚せい」および「被害者保護」プロセスを通過する、いわばこの「シャワー」を受けたうえでの保護処分、すなわち（刑事）裁判員裁判通過型（ブーメラン型）保護処分とがあるといえる。もちろん、このことは、家庭裁判所での審理およびその過程に、「規範意識の覚せい」および「被害者保護」の観点がないとすることを意味するものでない。このように原則逆送規定を捉えることが少年法上の整合性をかろうじて

維持できるのではないであろうか⁽¹⁹⁾。

保護手続にあっても、終局処分に至らなくても、調査・審判の手続過程での措置（心理鑑別、試験観察、審判への保護者、雇用主、保護司等の列席）のもつ改善更生効果がある。これと同様に、北村は、保護手続において、一連の「措置と終局処分とによって、被害感情の宥和や社会不安の鎮静化が図られ、再犯防止の適切な方策が講じられるならば、重大犯罪とされる事件であって保護処分による処遇が許容される余地が出てこよう」とする⁽²⁰⁾。

したがって、いわゆる原則逆送（検送）規定導入前ではあるが、広瀬はつぎの逆送後の保護処分のための地方裁判所の決定が許容されることを明確に示した。

「凶悪事犯に厳しい科刑が要求され、保護処分ではなく刑事処分が求められるのは、前記のように、加害者や社会に、重大な被害を及ぼし、脅威や不安を抱かせ、このような犯罪の再発の防止が強く求められるためである。そこで、被害感情の宥和、社会感情・不安の鎮静化、再犯防止の適切な方策が講じられることなどによって保護処分による処遇も許容されることになる。」⁽²¹⁾

このように、法20条2項の法的性格を捉える時、これまでに展開された見解および学説は多岐にわたるが⁽²²⁾、要保護性調査拡充説（本庄、正木）⁽²³⁾は、国際準則を踏まえた少年法の健全育成の理念に合致させようとする解釈であり、妥当と考えられる。この点では、法20条2項の本文および但し書は、原則・例外関係としてではなく、保護優先主義の中での逆送であるとして、刑事手続プロセスを経過し、家裁段階および家裁段階以降の保護性について多面的に、深化させ拡充して検討する規定として理解すべきであろう。

しかし、実務⁽²⁴⁾はいわゆる原則逆送ケースにあっては、検察官送致決定への従来とは異なる配慮の必要性を説くが、保護処分相当性は従来に増した、プロセスのもつ機能をふまえた深い洞察でもって保護処分手続へと通じる55条決定は、十分ありうるし、重視されるべきなのである。

6 20条2項の解釈をめぐる議論

これまでに、武内による諸学説・実務の見取り図が示されているが、ここでは大別し指摘にとどめておく。大別すれば、対立する解釈は多岐にわたるが、4説に分けて整理しておく。

(1) 原則（本文）例外（但書）が通説（田宮）である。これは「罪質・情状」という事案の重大性、悪質性の判断が重要として、行為の法的判断を行うものである。この範疇には、保護不能（矯正改善の見込みなし）と保護不適（＝刑事処分相当：20条2項）、の2元基準を用いる二段階選抜方式であり、非行（犯罪）の反社会性・反倫理性に着目するものである。そして、刑事処分相当性とは、少年被告人の規範意識を育て健全な成長を図ることを目的とするものである。これには、さらに、保護のための刑罰論（平場）、刑事裁判の特別予防、一般予防効果 社会防衛（法務省）、保護不適推定論とに区分される⁽²⁵⁾。

この二段階選抜方式の反証には「特段の事情」を構成する、i 犯情説、ii 犯情重視型総合考慮説、iii 総合考慮説、iv 特段事情全般説が考慮されるが、この背景には、少年犯罪の全犯罪比率、凶悪犯の存在、社会感情の変化を踏まえた社会的要請が見られることに、応える意味が含まれているといえよう。

20条2項を「保護不適」推定論から捉えるのが実務である。

したがって、この推定を破るためには、保護処分を許容し得るだけの特段の事情が必要であるとする（『運用研究』5頁）。その判断要素としては、ただし書が掲げる事件の性質および少年の特性、その他「一切」の客観的および主観の事情が考慮されるべきであるが、保護処分を許容し得る特段の事情については、ほとんどが当該犯罪行為に関連する事情の場合に認められており、当該少年の資質や環境に関連する事情であっても、犯行動機の形成や犯行に至る経緯または非行時の責任能力・判断力等に影響するものに限られているのが実情とする。そして、立法過程でただし書の適用が想定された事情もそのような行為自体の反社会性を減じる事情がある場合であることからすれば、このことは「むしろ当然の帰結ともいえよう」と述べる（同8頁）⁽²⁶⁾。

ここにいう2段階選抜方式とは、20条2項対象事件においては、①事案内容において少年についての凶悪性、悪質性を大きく減じるような「特段の事情」が認められるかを審査し、②特段の事情が認められた場合に、20条1項に定める個々の要素を踏まえて、刑事処分とそれ以外の措置のいずれが相当かを、順次検討する。①の段階では、大別して犯行の動機、方法および態様と犯罪結果の大小・程度、数量からなる「狭義の犯情」を中心に考察する。少年の資質面（性格、年齢等）や環境面（成育歴、境遇等）の「広義の犯情」は、狭義の犯情のうち犯行動機の形成や犯行態様に深く影響したと認められる範囲で考慮するに止めるべきとする。そして②の段階で、特段の事情があったとされるとき、20条1項と同じ基準により改めて刑事処分が相当かどうかの判断がされる⁽²⁷⁾。

(2) 行為者を中心とする人格主義的な判断に基づき内容が決定される要保護性の概念との関係で、保護優先主義として捉えるものである（澤登・少数説）。この説は、詳細な徹底した調査・検討を求めるもの。その徹底した考え方の中に、要保護性調査拡充説（本庄説）があり、徹底した調査と丁寧な説明を求めたものとする⁽²⁸⁾。

(3) 説明責任説は、被害者を含む市民に対して一層説得的に説明する責任を家庭裁判所に負わせた規定とするものである（葛野、正木、武内）⁽²⁹⁾。

(4) これらに対し、刑事処分をより緩やかに認める規定として捉えるものであり、刑事処分・それ以外の措置を並列関係で認める（20条2項）ものであり、これは（保護処分の）ガイドライン説（=20条1項）ともいわれる（齊藤説）⁽³⁰⁾。すなわち、法20条1項は保護処分優先主義を原則とするものではあるが、同条2項については結果重大事件にあっては、横並び並列関係となり、この関係を前提にした処分選択のガイドラインを家庭裁判所に課したものとする⁽³¹⁾。

7 公判段階における被害者参加

刑事訴訟法の改正により2008年12月から被害者参加制度が実施されている

ことから、逆送事件の公判において、裁判所の決定によって、被害者参考人として、①刑事裁判に参加し公判期日に出席できること、②検察官の訴訟活動に意見を述べること、③情状事項に関して証人を尋問すること、④自らの意見陳述のために被告人に質問すること、⑤事実・法律適用に関して意見を述べるができるようになった。その際、公判前準備手続、公判期日等に出席する場合において、裁判所は、被害者参加人と被告人、傍聴人との間に遮蔽を行う措置を執ったり、適当と認める者を被害者参加人に付き添わせることができる。その他、被害者等（親族等）は刑事裁判への参加を弁護士に委託する場合に、資力に応じて国選被害者参加弁護士の選定を請求することもできる（2000年「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」〔総合法律支援法〕）。

これは、保護処分手続である少年審判における被害者の地位とでは顕著な違いがある。その他、刑事和解および損害賠償命令制度によって、民事上の争いについての合意内容につきその内容を公判調書に記載することを求める申立てができる（刑事和解）。さらに2000年12月から、重大犯罪について、被害者等が刑事裁判所に損害賠償命令の申立てを行って、同刑事裁判所有罪判決を行なった後に、引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取調べるなどして同申立てに対する決定を行うことができる。

8 逆送と家裁送致決定（法55条）

少年の刑事事件の特則として、刑事処分手続から保護処分手続への転換を求める規定を置いている。旧法55条「裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送しなければならない」

この規定は、逆送が必ずしも刑の言い渡し判決とはならないことを明文でもって示すものである。検察からの家裁への送致を初回家裁送致とすれば、（刑事）裁判所から家裁への移送決定（＝送致）は家裁への再送致ということもできよう。

この再送致は、16歳以上の少年の原則逆送への法改正によって、どのように許容されるのか、またそれはどのような場合かが問題となろう。

再送致決定とする事由は、再度、保護処分手続に付すことが見込まれることから、「原則逆送」を覆す程度の刑事処分不相当とする事由があることによる（保護処分相当）。それ以外には、事物管轄違いによる移送手続を執ることによって、家庭裁判所による保護処分相当の手続を進行させることにある。これには、「犯罪」事実にかかり、少年の年齢が14歳未満であること（触法少年）、犯罪事実の不存在（犯罪行為不存在・不認定、虞犯行為のみ）、責任無能力（責任能力の否定・無罪）⁽³²⁾が挙げられよう。

9 （少年）刑務所と少年院における処遇

浜井は、少年院は、発達障害に対する深い理解と、個人に対する柔軟できめ細やかな指導であるのに対し、少年刑務所は、組織として専門的かつ合理的に多人数の受刑者にかかわる体制であるとする⁽³³⁾。

2006年の刑事施設・受刑者処遇法の新法によって、少年刑務所における罪種別更生プログラムによる矯正教育の拡充として、性犯罪者処遇プログラム、薬物依存離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育などによって、認知行動療法など心理療法的なプログラムも導入されるようになった。しかし、問題点は、これら特別処遇に従事する心理技官の収容者（受刑者）に対して占める比率は、少年院における比率に比べ、はるかに劣っており、「マンパワーが決定的に不足している」のが現状である⁽³⁴⁾。

刑事手続による刑罰、刑の執行のもつマイナス面は、成長過程の少年にとって著しい。それらは、刑罰適用がもつ法律上の効果である。具体的には、保護処分では法的に以下の不利益は及ばないこと、刑事処分（刑）では、少年による刑の減軽規定はあるものの（少年法51条以下）、懲役・禁固に処せられたことによる有罪歴（前科）は、①将来の再犯時に執行猶予の不適合要件（刑法25条）、②懲役刑に処せられた前歴は累犯加重の要件となる（刑法56条）に見られるように、少年の社会復帰の妨げ、履歴書の賞罰記載事項（就業の

困難性)、有罪による資格制限に影響し、事実上の社会的効果として、犯罪少年への社会的差別もある。

10 統計的状況

家庭裁判所の終局処理人員における原則逆送事件の逆送率は、2010年～2012年には、各殺人60.0%～42.9%～25.0%（3/5件～3/7件～2/8件）、傷害致死79%～54.5%～82.4%（15/19件～6/11件～14/17件）、強盗致死100%～100%（1/1件～2/2件、2012年欠）と推移している⁽³⁵⁾。

これを改正法施行前10年間での平均逆送率⁽³⁶⁾に比べると、原則逆送率は上昇傾向での高止まりの一般的傾向を示しているといえるが、終局処理件数（2012・13年総数26件）の少なさや、各年度間の高低のバラつき、個別事案の特性があり、詳細な分析が待たれる。

II イギリスのブルジャー事件の刑事裁判

1 非行少年の法的扱い

イギリスのなかでイングランドに限定してみると、少年は18歳未満をいい、刑事責任年齢は10歳である。10歳以上14歳未満を児童（Child）とし、14歳以上18歳未満を青少年（Young Person）と区分している。本稿では1998年にイギリス国内の非行少年の法的扱いに変化が生じているが、ブルジャー事件当時（1993年）の少年法制を前提に進める⁽³⁷⁾。

ブルジャー事件のように、謀殺罪により検察庁（Crown Prosecution Service）が訴追する場合、被告人の刑は法定されているため、少年事件であっても先議する第一審裁判所は原則として青少年裁判所（Youth court）であるが、ブルジャー事件にあっては、移送され刑事裁判所（Crown court）が原則3名の治安判事で構成する合議での審理となった。有罪で刑が選択されると、少年の場合「不定期（女王の御意の期間）」刑事施設に収容する判決となる。仮釈放も認められる。裁判官が宣告時に最短収容期間の勧告を行な

う。仮釈放を命じる権限は内務大臣（当時）にある⁽³⁸⁾。

以下の事件の概要は、イギリスの詳細なウイキペディアの記述を基に翻訳、祖述し、他に新聞記事、拙稿を含む諸論文を必要に応じ参照して示す⁽³⁹⁾。

2 事件概要

1993年2月12日、2歳（1990年3月2日生）のブルジャー少年（James Patrick Bulger）が、イギリスのイングランド地方のマーシーサイド（Merseyside 州）リバプール市（Liverpool）において遺体で発見された。死因は、暴行による死亡（謀殺 murder）であり、死体は列車で轢断されていた。犯人は同日（2月12日）に、新ストランド・ショッピング・センターに備え付けのCCTV（監視ケーブルカメラ）の撮影記録された証拠ビデオテープから偶然10歳の2少年TおよびV（Robert Thompson and Jon Venables）⁽⁴⁰⁾が目標の子どもを物色していることが判明したことを契機に特定された。少年TおよびVは、終日学校を怠け、物品（菓子、電池、青ペイント缶等）を窃取しているのが映し出されていた。それら物品は後に謀殺現場で発見された。少年の一人は、子どもを誘拐する計画であったとし、同ショッピングセンター建物（mallモール）沿いの混雑した通りに連れ出し、人混みの通り道に紛れ込ませた。

同日午後、ブルジャーは自宅のカークビ（Kirkby）近くの、新ストランド・ショッピング・センターに母親のデニス（Denise）と向かった。午後3時40分頃、同センターの下級階にある肉屋（A.R.Tym's）店内にいる間に、瞬時注意が逸れていた母親は息子が居なくなっていることに気づいた。母親が注文する間、ブルジャーは店の開いたドアの傍をうろちよろしていたところ、TおよびVの2少年に目星を付けられた。彼らはブルジャーに近づき、話しかけた後、手を掴み、構内から彼を連れ出した。この瞬間は、15時42分の時刻の入ったCCTVカメラで捉えられていた。2少年はブルジャーを2.5マイル（4 km）漫然と、リバプール市内（Liverpool）からリーズ（Leeds）、その後、頭から落ち顔面を傷つけたリバプール水路まで歩いた。2少年はブルジャー

をいたずらで水路に突き落とした。少年たちは、リバプール市内を歩行中、38人から目撃されていた。ブルジャーは、額に瘤をつくり泣いていたが、彼が弟であるものと思い込んで、声を掛けることはなかった傍観者が大半であった。大人二人が年上の2少年を誰何（すいか）したが、2少年は、ブルジャーが弟であるとか、自分たちは弟を地域の警察署に連れて行こうとしているところだとかと、言い張った。

ついに少年たちはウォルトン村（Walton）に到着し、自分たちに面した通りの向かいにウォルトン・レーン警察署の傍まで来たが、ためらいがあり、出向かず、ブルジャーをウォルトン・アンフィールド（Anfield）鉄道駅跡地近くで、アンフィールド墓地直近の、鉄道線路の急こう配の土手まで連れてきた。そこで、2少年は、ブルジャーを拷問し始めた。

後日の審理において明らかになったことではあるが、この場所で2少年の一人が、前述の窃取（万引き）していた青フンブロール模型製作顔料（Humbrol）をブルジャーの左眼に投げつけた。彼らは、ブルジャーを蹴り踏みつけ、さらには彼に煉瓦と石を投げつけた。警察が考えるに、殴打のいくらかは肛門に入ったとする。果ては、22ポンド（10kg）の鉄棒が、それは法廷で線路継ぎ目板であると説明されたが、彼に振り降ろされた。彼の頭を直撃した鉄棒の結果10カ所の頭蓋骨折を蒙った。ウイリアムズ医師（Dr. Alan Williams）は、事件の病理学者であったが、ブルジャーは総数42カ所に及ぶ多くの傷害を受けており、いずれも致命的な殴打で分離されうるものではないと証言した。

警察はブルジャーの靴、ズボン、下着が取り除かれているので、犯罪に性的な要素があることにつき疑いをもった。法廷で読み上げられた病理学者の報告書（リポート）はブルジャーの包皮（foreskin）が無理矢理収縮されていたと述べていた。捜査官および小児精神科医ヴィザード（Eileen Visard）医師による、批判攻撃のこの局面について、2少年は詳述することをしたがらなかった。すなわち、2少年はブルジャーの肛門に乾電池数個を挿入したことについても猛烈に否定した。ベイリー（Susan Bailey）医師は報告した

ことは「犯行に性的要素の考慮を払うものは全くない」と。

2少年は、彼を放置する前に、列車が彼を跳ね、彼の死亡を事故のように見えるように期待して、鉄道線路に跨がせて彼を置き、彼の頭部を割石で押えつけた。ブルジャーの殺人者らとその情景場面から離れた後には、列車で彼の死体が半分に轢断されていた。ブルジャーの酷（むご）い死体は、2日後の2月14日に発見された。司法病理学者は彼が列車に跳ねられるより前に、死亡していたことを証言した。

警察は、新ストランド・ショッピング・センターから2人の未確認少年がブルジャーを誘拐した低解析ビデオ映像を容易に見つけ出した。タブロイド新聞は、ブルジャーを見掛けながら、町中を連れまわされているのに彼を救援するために声を掛けなかった人たちを「リバプールの38人」として糾弾した。彼の死体が発見された鉄道堤防は何百もの花束で溢れかえった。

尋問のため拘禁され、その後釈放された、ある少年の家族は市内から逃げ出さざるを得なかった。全国テレビで2少年についての、幾分か画質の向上した映像を見ると即座に、一女性が当日ずる休みをしていたT（トンプソン）とV（ヴェネブル）であると特定したことで、捜査に進展が訪れた。

3 法的手続

(1) 逮捕 被疑者が大変に若いとの事実は、マーシイサイド警察署の捜査指揮官（Detective Superintendent）キルビー（Albert Kirby）を長とする捜査官に衝撃を与えるものとなった。

早版の報道および警察の声明は、少年たちの年齢はCCTVにより捉えられた映像からの確認は困難であるものの、（殺人者は10代であることを示唆している）「2人の若者（youth）」と一緒にブルジャーが看取されていることに言及した。

法医学鑑定（forensic test）は、両少年は衣服にブルジャーの身体で発見されたものと同様の青塗料が付着していたことを確証した。両少年は、靴に血痕があった。Tの靴の血痕はDNA鑑定によってブルジャーの血痕と合致

した。

両少年は1993年2月20日、ブルジャーの誘拐罪、謀殺罪で起訴された。1993年2月22日、2被告人は南セフトン若年裁判所（South Sefton Youth Court）に出廷し、裁判のための身柄拘束により未決での収容（remand in custody）となった。

逮捕後のメディアの事件についての論評を考慮し判断した結果、少年はTが児童A（Child A）、Vが児童B（Child B）として匿名で言及された。裁判での勾留中、両少年は、結果的に不定期（detained indefinitely）拘禁刑の言い渡しを受け収容されることになった刑事施設の保安区画（secure units）に収容された。

（2） 審理

さきの南セフトン治安判事裁判所での少年の第1回出廷である勾留質問時には、500人もの抗議する者が集まった。被告人の両親は国内の別地域に移住し、自警団的正義執行者（vigilantes）からの死の脅しに繋がらぬよう新しいアイデンティティ（個人認証）の変更を想定、実施された。

本格的な刑事裁判（Crown Court）は1993年11月1日にプレストン（Preston）で開かれた。2少年の両親から離れ、法服（legal regalia）を着けた裁判官・裁判所事務官および被告人席（dock）の被告人が在廷した成人裁判として行われた。少年らは、自らに対して提起された謀殺罪、誘拐罪および誘拐未遂罪を否認した。（このうちの）誘拐未遂罪の訴追は、ブルジャーの死亡した1993年2月12日より前に新ストランド・ショッピング・センターで起きた出来事に関係していた。TとVは別の2歳の少年を連れ去ろうとしていたが、同少年の母親によって阻止されてしまった。2少年は各自法廷が視野に入るよう高さのある椅子に、ソーシャルワーカーに伴われて着席した（そのため彼らは、成人用に設計された被告人席から周りを見ることができた）。彼らは、両親から引き離されたが、家族が裁判に出席している際には、接触できる範囲の距離にあった。新たなストーリーに被告人の所為を報じるものがあつた。これらの諸局面は後に、1999年にヨーロッパ人権裁判所によつ

て、彼らは成人の裁判所において公衆の面前で審理されたことから公平な裁判 (fair trial) を受けていないと判決で批判された。

審理では、主任勅選訴追官 (prosecution counsel) ヘンリケス (Richard Henriques QC) は、幼児 (young children) は自己の行為に法的に責任を負えないとする犯罪無能力 (doli incapax)⁽⁴¹⁾の原則に対する反証を挙げるのに成功した。ビザード (Eileen Vizard) 幼児精神科医は、審理前にTを診察したが、法廷でTが正邪 (善悪) の相違を認識したか否か、すなわち、母親から幼児を引き離すことは悪いことであり、また子供に傷害を加えることは悪いことだということにつき尋問された。ビザード医師が応答し「蓋然性の度合い (balance of probability) が争点であれば、確実性をもって答弁可能と思量する」とした。

ビザード医師は、Tはブルジャー攻撃後にPTSD (行為後トラウマ・ストレス障害) に罹患していると述べた。ベーリー (Susan Baily) 医師は、Vを診察した内務省司法精神科医であるが、Vが正邪の区分を認識していたと明白に述べた。

TおよびVは、審理中、何ら語らず、また彼らのケースは、大半が法廷で少年らへの20時間以上のテープ記録された警察尋問に基づいたものであった。

(3) 審理一判決後

内務大臣は当初、裁判所により言い渡された刑を、世論やマスコミによって、長期にすべきとしたが、専門家の精神科治療を伴う地方当局の保安的な収容施設での利益がどのようなものであっても、2少年は18歳になると成人刑務所に入るものと思われた。

本事件は、2つの役立つ結果も齎していた。第1は、1996年に団体組織ジャスティス (Justice) は、レポートを公刊した。同レポートは、子どもは成長過程にあり、適応性を向上させる多大な機会があるべきことを述べた⁽⁴²⁾。

1980年代、ストレロー (Strehlow) 他は、謀殺既未遂45青年の内から15人を追跡調査した。10件は、犯行後、平均7.5年後には社会的適応で身柄拘束は、好ましくなかった。

第2は、2少年は、ヨーロッパ人権委員会に提訴した。その結果1999年には、ヨーロッパ人権裁判所からは判決が出された。判決の直接的な効果は、高等法院首席裁判官（Lord Chief Justice 以下、首席裁判官）は、成人裁判所における少年審理実施のガイドラインを新たに発令し、今日刑務所に収容することはないように少年の拘禁期間の短縮をおこなった。また、鬱陶しい報道からの少年のプライバシーの保護を追求した。

4 刑の執行 拘禁

T（トンプソン）は、マンチェスターの刑事施設であるバートン・モス・ユニット（区画）に拘禁された。同ユニットは、14人の若年犯罪者が3棟（内、少女棟1棟）に分かれている。V（ヴナブルズ）は、マーシーサイドのセント・ヘレンズにあるレッド・バンク保安ユニット（区画）のヴァーディ・ハウス（棟）（8床）に拘禁された。少年の生活の詳細は、日に2度連続シート（紙）に記載職員の記名入りで報告され、同報告書はユニットに保管されるとともに、内務省事務官に複写して提出されていた。収容中、少年は虚名を用い、犯行事実を秘匿するよう教育されていた。少年の両親の面会が定期的であった。少年は教育および社会復帰訓練を当初に問題はあったが受けてきた。Vは収容中の丸8年間に改善が見られた。Tは保安ユニットでの生活に早く適応し、生活態度が良く利口であり、状況に上手く対応してきたが、自分の犯行について全く反省も関心も示さなかったと、ソーシャルワーカーに言われている。14歳時には、Tは月60ポンドの手当をもらい、映画館、湖水地方（イングランド北西部）、ショッピングセンターに外出するなどした。16歳時には、1年ユニットで収容生活で会った女性の友達ができた。Vは、ウェールズへの旅行に伴われた。ウイガン（イングランド北西部）オールド・タッフオードでマンチェスター・ユナイテッドのサッカー試合も観戦した。少年は双方とも、PTSDに罹っており、とりわけVは悪夢にうなされ殺人のフラッシュバックも見られた⁽⁴³⁾。

5 ヨーロッパ人権裁判所への提訴

(1) 1999年、両少年の弁護士は、ヨーロッパ人権裁判所に提訴し、少年は幼く刑事手続を迫られ、成人裁判所の審理を理解することができず、少年の審理は公平なものでなかったとした。ヨーロッパ人権裁判所は、審理が非人道的で品位を貶める扱いであったとの主張は却下したものの、(成人)裁判所手続の性質上、公正な聴聞 (Fair hearing) を受けることを否定されたとする主張を認めた。同時に、ヨーロッパ人権裁判所は、内務大臣ハワード (Michael Howard) が「より高い負担を強いられる状況で」として、不公平な判断を齎し導いたとする訴えを認めた。

ストラズブールのヨーロッパ人権裁判所は、1999年3月15日、両少年のイギリス国内での審理に関し、14対5の票決で、両少年の審理の公平性につき、「成人裁判所における公開審理は11歳児の場合、著しく威迫的な手続と見做されるものである」として、ヨーロッパ人権条約6条⁽⁴⁴⁾に違反するものがあつたとの判決を下した。

ブルジャーの両親は、1999年9月、ヨーロッパ人権裁判所に提訴したが、犯罪被害者は悪行為者(犯罪者)の刑に関与する権利を有しないと、裁判所への提訴は許容されなかった。

このヨーロッパ人権裁判所での事案は、イギリス国内新首席裁判官ウルフ卿 (Lord Woolf) に少年の最短刑期を検討させるところとなり、2000年10月、同首席裁判官は、罪刑均衡(量刑相場tariff)により10年から8年に減刑されるとし、少年犯罪者の収容施設は、若年者の「腐食した雰囲気下」にあると付言した。

(2) ヨーロッパ人権裁判所は、2少年の臨床所見、裁判手続、そして事件を取り巻く社会風潮につき詳細な考察を行った。判決は、第1に、非人道的または品位を貶める処遇を受けない権利につき違反はないものの、公正な審理 (fair trial) がなかったと判断した。連日裁判所に出庭する少年に同行する敵意をもった集団のいる「公開の炎」の只中の成人裁判所という環境は、少年の審理上、有効な理解および関与する能力を危うくする、深刻な抑圧的

で威迫的効果をもつものであった、とした。第2に、ヨーロッパ人権条約違反があり、内務大臣は行刑部から独立してはいないものの、政治的圧力に屈することなく拘禁の期間を決定することができなかった、とした。本来、量刑は、政治家ではなく裁判官の判断事項であること。さらに第3の違反は、少年の拘禁継続の適法性を司法的機関によって審査を受ける機会を全く有してなかったことにある、とした。

しかし、ヨーロッパ人権裁判所の勧告は、第1に、イングランドおよびウェールズの現行刑事責任年齢はヨーロッパ諸国でも最低の10歳であり、再検討されるべきである、とする。前記のJusticeリポートは、責任年齢を12ないし14歳に引き上げるべきとした。

第2の勧告は、裁判手続は青少年（young person）が理解可能なものでなければならず威迫的であってはならない、と。

首席裁判官の新ガイドラインでは、改善の具体化に向けた手立てが取られることになった。Justiceリポートは、勧告で14歳未満の少年は成人裁判所で公開審理に付されるべきでないとした。

「犯罪者の成長改善を考慮しない、長期化した刑は少年犯罪者の処遇目的および過程に沿わない扱いである。このことは、とくに少年が刑から解き放たれ釈放される前には成人刑務所に移送されることになることを意味している（イギリスの大半の事案がそうである）。」⁽⁴⁵⁾

量定宣告の目的は、犯罪者の社会復帰、教育、社会的統合および社会の保護にある。抑止および処罰は合理的な選択肢ではない。これらの悲痛な事件にあつて公衆の感情を過度に刺激する政治家はこのことを承知させられてきている。

6 仮釈放

2001年6月、仮釈放局（Parole board 仮釈放委員会）は、6か月に及ぶ審査後、両少年はもはや公衆の安全への恐れはなく、量刑の最短期間の年が到来する2月で満期釈放されることになることを決定した。内務大臣ブラン

ケット (David Blunkett) は、仮釈放局の決定を受け入れ、両少年を数週間後、8年の刑執行を経て、終身の許可状(仮釈放状)付で(仮)釈放した。その際、両少年は、新しい氏名、戸籍所在地を意味する身分証明書(個人認証)を賦与され、「証人保護」類型の措置として秘匿の居住地に移住した。これには、少年にパスポート、国民保険証番号、医療記録証の作成、賦与がされたことも伴っている。ブランケット内務大臣は、仮釈放に特別遵守事項を付しており、また少年の日々の行状が報告されることを強調した⁽⁴⁶⁾。

裁判後には、裁判所は、報道メディアに対し、両少年に関する詳細報道につき差止め命令(インジャンクション)を発令した。ブランケット内相は、少年の身元確認がなされることによって、生命への危険が現実強くあることから、同差止めが認められたと述べた(2001年)⁽⁴⁷⁾。

7 その後の出来事、2010年Vの拘禁刑

1993年11月24日、現代イギリス史上、謀殺罪での最年少有罪者となり、最初、成人(18歳)に達するまで拘禁されてのち、2001年6月終身の許可状付釈放(=仮釈放)となった。2010年仮釈放中のVは、許可条件違反で刑事施設に再収容された⁽⁴⁸⁾。

8 ブルジャー事件からの示唆

ブルジャー事件に示されたイングランドでの少年による謀殺事案に限っては、刑事手続の追行のみであり、成人裁判所での一種の不定期刑の選択、言渡し、終身仮釈放という流れの扱いとなっている。しかしながら、この例外的ない過酷な刑事裁判化は、衆人環視下での成人と同一の刑事裁判を少年に課すものであった。成長発達過程にある少年を、成人同様に刑事手続に付すことの問題点は依然凝縮され残されている。

積極面は、刑事手続のもつ諸段階、公判、審理、刑の執行場面での少年に容赦のない成人同様の刑を科すことによって、犯罪の重大性の自覚、規範意識の覚醒を犯罪少年に求めている明快さにある。そこには少年の訴訟能力、

判断能力が問われることはあっても、拘禁刑による施設収容のもつ抑止力（一般予防、特別予防）を志向するものである。

謀殺原則刑事処分というべきイングランドの少年司法は、①拘禁刑の性質、②収容施設、③収容期間の点で留意しておくことがあると考えられる。

第1に、イギリスの拘禁刑（imprisonment）は、わが国の作業という労働強制を伴う懲役刑とは異なっており、むしろ禁錮刑に類似したものと見える。作業は、受刑者の自主的な意思での有償、賃金制の労働として行うことが可能というものであり、強制性および懲罰性の性質を有しないのである。施設での処遇内容は、教科教育、社会での就職・教育への復帰へのスキル習得、行動変容・改善などの教育指導にある。

第2に、イギリスの拘禁刑受刑者の収容施設は、21歳以上は一般の刑事施設（刑務所）であるが、18歳以上21歳未満の場合は、若年犯罪者収容施設（HM Young Offenders Institution: YOI）、刑事責任年齢のある18歳未満の場合には内務大臣が条件を付して指定する場所（施設）に各々収容する。刑事責任年齢の引上げ（10歳から12歳）に拘わらず、ブルジャー事件の両被告人（TおよびV）は、これに沿って内務大臣の指定する第3の施設に不定期収容されたのである。収容施設は、刑事施設（Prison）と一般に呼称される施設であるが、15歳から17歳の少年犯罪者（Juvenile Offender）を収容対象とした施設もある（アシュフィールドAshfield、ハンターコムHuntercombe各施設）⁽⁴⁹⁾。

第3に、謀殺事犯少年の施設への収容期間については、不定期と総称することも可能であり、最短収容期間の設定があるものの、内務大臣による仮釈放権限が認められている。ブルジャー事件の両被告人（TおよびV）は、8年の刑執行（収容）であった。収容期間は、不定期刑の形で運用され、犯行の態様によるが、下限を12～15年とする勧告もあった⁽⁵⁰⁾。

Ⅲ 広島灰ヶ峰事件と裁判員裁判

2000年の少年法改正による致死事件の原則逆送（検送）となりうる少年法20条2項対象の少年事件は、家庭裁判所の判断および逆送の場合の地方裁判所の判断（判決、決定）の帰趨が注視されている。以下では、2013年6月に広島県内で起きた少女の強盗殺人等事件（以下「灰ヶ峰事件」という）に触れ、その課題につき言及しておきたい。

1 事件の概要

判決等が確定していないので、事実については未確定の要素があるが、広島地裁での判決文（要旨）、新聞報道、Web等からの引用、参照によって概要を記す（出典の記載は一部）。

事件は、成人および少年の7名による監禁、強盗殺人・致死、死体遺棄の各罪の共犯事案であるが、逆送に焦点を当てるため、後に逆送対象となったり、主導的役割を果たしたとされた女子少年（犯行当時16歳、判決時18歳）Xを軸にして見ていくことにする。

事件発生の前日の2013年6月27日深夜、Xは被害者となった女子少年V（16歳。高等専修学校2年生徒、安佐北区）から、携帯電話用アプリケーションLINE（ライン）のグループ・チャットで悪口を言われ、罵り合ったことを直接の契機としている。XはVとの間で、同じ接客業で働いており、その仕事上のトラブルも抱えていた。XとVは同じ高等専修学校に通っていたが、Xは虐待（ネグレクト等）を受け、親と別居し広島市中区内で生活保護費を受給していた共犯少女Dの部屋で、この集団内の5人で擬似的なファミリ（ファミリー）と称する家族的な生活をしており、接客業をしていたとされる⁽⁵¹⁾。

事件は、2013年6月28日、午前4時過ぎ、女子少年Xは、他の成人および男女少年を含む6名と共謀して、広島市内駐車場から、成人男子A（当時21歳、無職）の運転するワゴン車の後部座席にVを乗車させ、他の男子少年BおよびC、女子少年D、EおよびFとともに、①車内から脱出できないよう

にして約20キロ離れた呉市灰ヶ峰方面に向かったことに始まる。XはBらと共同して、②Vの手提げバッグから現金約4万4000円とキャッシュカード等を奪い、同カードの暗証番号を聞き出したうえで、午前6時頃、灰ヶ峰山道でBと殺意をもって一体となりVの頸部を絞め付け殺害したうえで、③AおよびBと共同して、呉市山中に死体を遺棄し放置したとされる。なお、7月1日、Aらは、Vのキャッシュカードで2000円を引き出したとされる。

2 非行・犯行被疑事実

前記①の行為について、7名の不法監禁罪の共同正犯（刑法60条 220条）、②の行為についてはX、AおよびBは強盗殺人罪の共同正犯、他の者（C、D、E、F）は強盗致死罪の共同正犯（いずれも同60条、240条後段）、③の行為についてX、AおよびBは死体遺棄罪の共同正犯（同60条、190条）として、家裁または地裁での審理、公判を受けることになった。

Xには、生育過程での性被害、虐待等による性格的歪み、被害者の挑発、非抑制的な短絡的行動、共犯（集団）者間おける群集心理・突発的蛮勇行為が一体となった犯行となって表れていることも否定できない。

3 被疑者出頭、事件発覚、検挙

同年7月12日 Xは広島東署に母と単独犯として自首、出頭したことから、翌13日、広島県警は灰ヶ峰公園近くの山中で自首事実の通り、若い女性遺体を発見した。翌14日、同県警はXを死体遺棄容疑で逮捕し、17日には、他の6名を死体遺棄容疑で逮捕し、23日、歯の治療と骨のDNA鑑定で被害者がVであることを確認した。8月3日、広島呉署は強盗殺人・致死、窃盗、監禁罪で7名を逮捕した。

広島地方検察庁は、8月23日 成人Aを強盗殺人、監禁、死体遺棄、窃盗罪で起訴するとともに、他の少年6名を非行事実（XおよびBは強盗殺人罪等、他の者は強盗致死罪等）により広島家庭裁判所に送致した。

4 家裁審理、逆送

広島家庭裁判所は、同日、少年6名の9月5日までの観護措置を決定し、彼（・彼女）らを広島少年鑑別所に収容した。10月15日、同家庭裁判所（植田智彦裁判長）は、女子少年D、E、Fの3名を死体遺棄の非行事実は否定し、監禁、強盗致死の非行事実を認め、中等少年院送致を決定した。

同家庭裁判所は、10月17日、X、AおよびBを検察官送致（逆送）とすることを決定した。

広島地方検察庁は、10月25日、XおよびAを、前述の監禁罪、強盗殺人罪、死体遺棄罪で起訴した。同家庭裁判所は、10月30日、Cは中等少年院収容を相当とし、「相当程度の長期間（3年間）の処遇・指導をすべき」との処遇勧告を付し、4年程度の収容期間とする決定をした⁽⁵²⁾。

5 AおよびXの裁判員裁判

Aの裁判員裁判としての初公判は、2014年8月18日、広島地方裁判所（伊藤寿裁判長）であり、被告人Aは前掲の起訴事実を争い、車外での暴行、現金引出しの窃盗は認めたが他罪は否認した。全9回の公判があり、同地裁は9月10日の判決公判で、「犯行にはA（ST）被告人の車の運転と提供が不可欠で、積極的に暴行に参加するなど、共犯者5人の中で犯行への関与の度合いが一番強い」として、起訴状に沿った罪の認定で懲役14年（求刑18年）の実刑判決を言い渡した。その後、被告人Aは控訴した⁽⁵³⁾。

Xの裁判員裁判は、2014年10月7日に初公判があり、前掲の監禁、強盗殺人、死体遺棄の罪の起訴事実に対する冒頭陳述において、検察側は犯行が短絡的で悪質であり、結果の重大性から刑事処分（刑罰）を相当とする判決を求めたのに対し、弁護側は起訴事実の概要を認めたとうえで、保護処分が相当で、広島家庭裁判所への移送決定（少年法55条）による保護処分を妥当と主張した。第4回公判では、Xの精神鑑定⁽⁵⁴⁾の証人尋問があり、精神科医は犯行時には怒りをコントロールできず素行障害、境界型パーソナリティ⁽⁵⁵⁾、未分化なサディズムと診断できることを指摘した。10月24日、第9回公判で

懲役13年（求刑15年）が言い渡された⁽⁵⁶⁾。

なお、このXの刑事裁判は、広島地方裁判所で初めての少年事件の裁判員裁判であったことから、裁判所によって、裁判所内の公判予定の掲示物における少年の氏名の黒塗り秘匿、弁護士側席端への被告人着席、被告人および共犯少年、被告人の家族の入退廷・開錠が傍聴人席から視野に入らないように一定の高さのある遮蔽折り畳み衝立の使用、氏名の呼称略、報道関係（者）への少年の匿名性保持の協力要請が行われていた。

6 Xの刑事処分判決の論理と構造

Xに有期の長期の刑罰（懲役。刑事処分）を選択した理由として、裁判所は「処遇の選択及び量刑の理由」の2大項目を判決理由に挙げている⁽⁵⁷⁾。

第1の理由大項目である「処遇の選択」において、①-1 犯情の悪質性が顕著であること、①-2 犯行への関与（の程度）が終始主導的であることから、②保護処分許容性、③Xの同情すべき生い立ち、自首、遺族の心情理解・更生の意欲（＝酌量事情）があることを総合し、前二者（①-1、2）が刑罰相当性、②は刑事処分か保護処分の選択・許容性、後者③が保護処分相当ないし刑の減輕事由となるものであるとする。

これにつき、①-1の犯情の悪質性は、ア動機面とイ犯行態様によって判断されている。

アの動機面は、i 監禁・暴行の動機の短絡・身勝手さ、ii 嫉妬心からの怒りの爆発による殺害行為、iii 殺害動機の奇妙さ（素行障害、境界型パーソナリティ、未分化なサディズム）と殺意形成との直接的関係性なし・関係性を認めても酌量事情なし、とによって構成されている。

イの犯行態様は、i 複数による苛烈な暴行（殴打、火のついたたばこ押しつけ＝根性焼き）に見られる行為態様、ii 凄惨・残虐な殺害方法・行為、iii 結果の重大性（16歳の生命剥奪）と遺族の強い処罰感情から成る。

①-2の犯行への関与の程度は、i 強盗場面を除き、一連犯行の発端の監禁・暴行の計画性と率先実行（積極面）、ii 共犯者の煽り（消極面）があり、

後者を考慮しても「犯行の全体にわたり、被告人が主導的な立場」とする⁽⁵⁸⁾。

② 保護処分許容性の特段の事情判断では、少年院の処遇には適切さを否定できないが、①-1、2の犯情が極度に悪質で、被告人関与度合いが大であることから、「被告人の抱える問題点を照らしてみても刑事施設では被告人の更生が期待できずどうしても少年院での処遇が不可欠であるとまではいえない」(判決文)ので、保護処分を選択する社会的許容性がなく、刑事施設収容を選択したものである。

その論理は、刑事施設は被告人少年にとって適切で最善の処遇場所ではないが、更生が期待できないほどではないので、犯情等の重大性から保護処分を相当とする「社会的許容性」を認める特段の事情がないため刑事施設に収容するというものである。この社会的許容性の否定は、逆に応報感情、一般予防を重視する観点であり、決して被告人の特別予防、社会復帰、健全育成、成長発達を優先させた観点ではないのである。抽象度の高い社会的許容性の否定は、犯情に応じた刑罰を導くものであり、(強盗)殺人既遂事案においては、少年の具体的な処遇効果を第二義的な要素にしてしまうものでありといえよう。

第2の理由大項目である「量刑」において、i 事案の性質(犯行の残虐性、動機の短絡さ、結果の重大性、被告人の役割)、ii 微軽減事由(強盗の非主導性、動機に障害の影響、自首による事案解明、母子関係改善による更生環境整備)が挙げられ、前者から有期懲役刑の上限(15年)が導かれ、後者から「やや軽い」2年の減軽による懲役13年が導かれている。

7 原則逆送ケースの裁判員裁判の扱い

(1) 逆送ケースでの裁判員裁判において、家裁移送決定となったケースは2009年5月から2014年8月の間で、5件あり、それらは殺人未遂(1件)、傷害致死(1件)、強盗致傷(3件)であり⁽⁵⁹⁾、殺人および強盗殺人では例がなく、今回事案は、新たな一例を生み出すものではなかった。このことは、

少年被告人の精神状態、社会復帰処遇の最適性は、犯情重視および被害者遺族の処罰感情を越え、優位となる要素には今回事例ではならなかったといえる。その際、(強盗)殺人の本事案では、犯情が極めて悪質だとされるのは、犯行がもつ反社会性・反倫理性、その殺害後の死体遺棄まで及ぶ態様の執拗・凄惨の強調に他ならない。

この判決の処遇選択は、専ら犯行時に限定された犯情と犯行への関与を軸に組み立てられたものであり、犯行時の精神状態（素行障害、境界型パーソナリティ⁽⁶⁰⁾、未分化なサディズム）は責任能力の存否・程度に影響するものとは判断されていない。ただ、動機の異常性、被告人の精神状態は、量刑事情として若干の酌量減輕的な配慮がされたに過ぎなかったといえるであろう。少年への刑罰回避、有罪による犯罪歴に伴う資格制限の回避の道は、(強盗)殺人事件の裁判員裁判にあっては、被害者遺族の最重罰欲求の感情に象徴される重大な侵害結果への贖罪による刑罰適用志向と相まって、なお遠いといわねばならない。

(2) 法20条2項による原則逆送事件は、訴追側と弁護側による対審構造で、かつ裁判員裁判となるのであるが、この対審裁判員制度が、少年事件において「公正な裁判」の性格を具備しているかについては、なお検討の余地がある。イギリスのブルジャー事件における2少年被告人の公開の刑事裁判は、ヨーロッパ人権裁判所によって「公正な裁判所」(条約6条)となっていないとの判断が示されたのであった。この条約条文の趣旨は、わが国が批准する国際人権規約B規約14条と同旨なのである。さらに同B規約14条5項は「少年の場合には、手続はその年齢およびその更生の促進が望ましいことを考慮するものとする」と規定しているのであって、「更生」(社会復帰)が刑事上の決定(判決)において明示されることが求められているといっていよいであろう。B規約の締約国のわが国が、同規約人権委員会への個人申立ての議定書を批准しないこと、現状では、関係する少年等による正式申立てが不可能だとしても、この国際準則との関係で疑義があるとする余地がある。

今回の少年裁判員裁判において、少年被告人の人権、プライバシー保護が、

現行少年法による法廷外での扱いのみならず⁽⁶⁰⁾、裁判所および法廷内における裁量的な裁判所の配慮によって行われてきたことも事実である。しかし、今日の国際準則はそれ以上に少年の更生、成長発達、健全育成を要請しているということができよう。

おわりに

少年事件の裁判員裁判につき懸念されていた事柄につき、広島地方裁判所は、被告人・弁護側からの要請に応じて、公判前整理手続き段階から、被告人の精神過程を始め、被告人の母親の証言、処遇関係では栃木刑務所職員の証人証言、行刑・少年院処遇に関する専門家証言を行うなど、弁護側の裁判員に対して非行少年の刑事手続、判決・決定、処遇等について、説示し、理解を助ける手立てを一定、取られたと思われる。

しかしながら、犯情と社会的許容性の面から、刑事処分（刑罰）に傾斜してしまった。また犯罪少年の裁判員裁判が、今日の国際準則を充たし、子どもの権利条約の「公正な審理」であるかについては、なお留保がいるといわなければならない。裁判員裁判が選択した懲役刑13年の実刑判決がもつ意味は、深く、重い。今回の日本の国内法に基づく判決は、そのまま、わが国の非行少年処遇の特異な位置を国際的に示すものであった。しかし、同判決が国際準則を充足するものであるかは、個人の申立てを許容する選択議定書を批准していないわが国であることから、検証ができない。国際準則を根拠にした少年の救済、申立ての道は依然として閉ざされたままなのである。

今日、国際準則に沿って、施設収容処分の制限による開放的な社会内処遇への移行、非行少年の手続・処遇を成人のそれらから分離する成人刑事手続からの全面的なダイヴァージョン、また少年司法システムからのダイヴァージョンは、歴史的な犯罪者処罰の人道化、緩刑化、非行少年の非刑罰的処遇の国際準則への適合化ともいべき流れではあるが、わが国にあっては、その到来には、未だなお時間を必要しているといえるであろう。

そのための前提となる条件として、犯罪少年の犯罪行為（非行）の犯情の重大性、社会的許容性のいずれもが、犯行の結果の社会的衝撃・重大性の説明責任、被害者（遺族）の宥恕の程度と不可分のものであり、これらに沿った国家の刑事司法判断が常に問われてきていることも事実なのである。

非行少年の処遇を非刑罰化の流れに徹するべきとする根拠は、少年の非行は、同時に成長過程での不保護・虐待の存在することも包括して認識し、少年に成長発達権のあることから社会的援助の手立てをとるべきことにある。今日、未だに懲役刑を主とした刑事処分がわが国の刑罰であることから、少年の現行刑事処分手続の到達地点は、3つの観点から、国際的にも転換を迫られているのである。

第1に、刑罰純化論の国際的観点である。すなわち、これまでの懲役刑という労働（作業）強制を通じた贖罪の処遇は時代的限界にあり、刑罰純化論へと転換し、この点で懲役刑原則は放棄されるべきなのである。刑事施設が、過渡的に作業への「代替」処遇（除癩治療、性的逸脱・強行犯の治療）があるとしても、懲役という労働強制による改善は断念されるべき時をむかえており、実質読み替えて処遇することで足りるとするならば、もはや懲役原則は崩壊しているのであり、糊塗的な原則・例外の逆転現象を放置すべきではない。代替処遇の「強制性」を担保するために懲役名称は用いられるべきではない。

第2に、刑期内で少年を処遇することの問題点は、刑罰を基本にした施設内での刑務作業を課すことにある。可塑性のある少年受刑者には、その刑罰のみでの処遇の問題性または適切な処遇を志向して、作業を課すことなく、一定時間を教育時間等とし、教科教育、生活指導、心理療法に充てたりする。これは、最後の選択としての刑罰の緩和処遇であるともいえるであろう。それらは少年院内処遇を凌ぐものではない。

他方で、少年院収容による処遇は、種々の社会内復帰のための社会内処遇と連動させることが可能（一時帰休、社会奉仕活動）など更生保護のためであれば実施できる。

「少年の犯行への処罰回帰は復讐的な応報的制度の否定的で残酷さに回帰することにすぎない」⁽⁶¹⁾。

「刑事制裁は、社会が被害者および犯罪者間の葛藤を解決する建設的な方途を提起できないがゆえに必要とされるものである」⁽⁶²⁾。

「ラードブルフが言うように、刑法の最善の改善は良い刑法によってではなく、何か別の益しなものによる、その置換を構築することにある。何か別のとは修復的方向で求められるべきものである」⁽⁶³⁾。

「支配的なアプローチとしての修復的司法は、応報的なモデルに、また社会復帰モデルに置換されうるとする考えは全くの学術上仮説ではなく社会倫理上の目標でもある」⁽⁶⁴⁾

その際、これまで見られた少年事件の処遇モデルである福祉保護モデルが、修正を迫られる新しい状況に遭遇してきた。それは、被害者・家族等の保護（事件処理の情報通知、意思・意見表明等）であり、少年の規範意識の覚醒、一般予防の重視と並行していた。しかし、国際準則が示すように、この新しい状況は、処罰応報モデルは逆流現象であっても少年処遇のメインストリームを推し進めることと合致しない。そこで、新たに把握されるべきモデルは、福祉保護モデルを使用した修復的司法モデルであろう。この第3のモデルは、加害・被害者の和解を含みうるものである。被害者問題を取り入れ、規範・一般予防問題を踏まえつつ高める処遇の方向は、福祉保護モデル、処罰応報モデルを止揚すること、すなわち修復司法モデルにあるといえよう⁽⁶⁵⁾。被害の重大性、被害者感情、保護的処遇の社会的許容性なしの評価は、処罰的なポピュリズム⁽⁶⁶⁾に傾斜するものであり、被告人への厳罰要求としてあらわれる。これは転換されるべきものなのであり、そのための新しい視座が修復的司法なのである。もっとも、このためには、わが国においては、新たな少年法改正を必要としよう。

国際準則⁽⁶⁷⁾に適合する、わが国少年法の解釈、運用に向け、法20条の逆送事件にあっても、少年の健全育成、成長発達権の保障、社会復帰は、実務的面でなお一層探求すること、つまり少年処遇の「文明化」⁽⁶⁸⁾が必要となっ

ている。

第3に、代替処遇が探求される必要がある。すなわち法的規定を置こうと少年の更生保護・社会復帰を目指すべきであり、それは究極において保護処分の道である。刑事処分（刑罰）の処遇は、中間的に23歳まで緩和された処遇が行われようと、成人刑務所での処遇へ融合する前段階的処遇でしかない。すなわち、社会復帰を経ることなく長期刑の場合、少年刑務所で成人（26歳程度）まで収容されたとしても、それは一般予防に應えることではあっても特別予防、社会復帰を主に保証するものではない。

検察官送致が即、刑罰適用、刑事施設収容を意味しない。そうであれば、少年法55条にいう、原則逆送後の起訴、裁判審理後の決定による家裁への事件送致の説明がつかない。この一連の手続きのなかに、重要な意味が含まれているのであり、少年法改正による原則逆送を含めた深い理解が必要となる。

刑事裁判はいわば少年事件を、刑事責任能力を前提に成人と同様の刑事事件として審理しようとするものである。しかし、このことは、該少年事件が成人事件と同様の扱いで処理され刑を必ず言い渡すべきとするものではなく、例外がありうることを示しており、それが少年法55条の家裁への移送、すなわち、再度の家裁送致による保護処分手続きを含めた扱いなのである。

今回灰ヶ峰事件の少年Xは、起訴（2013年10月25日）から公判開始（2014年10月7日）まで、やく1年弱の期間、少年鑑別所ではなく拘置所での勾留であった。その程度はあれ、被告人は精神面での障害を持ちながら、少年鑑別所ではなく、成人の刑事被告人同様の拘置所に拘禁される状態が続いた。その期間は、逆送以降1年余りであった。この一点だけでも精神疾患をもった少年の非医療的な拘禁は問題をもつものであった。

追記：2014年11月6日、灰ヶ峰事件の少年Xは、広島地裁判決を不服として、広島高等裁判所に控訴した。控訴理由は、量刑不当とするもので、第1にXは保護処分相当で家庭裁判所への移送決定を求めるものであり、第2に仮に刑事処分（刑）が相当としても、13年の懲役刑の言渡しは量定として重く不

当であるとし減軽を求めるものである⁽⁶⁹⁾。

同年11月10日、B少年（18歳）の逆送による裁判員裁判の第1回公判が広島地方裁判所であった。起訴状の罪となる事実は、監禁、強盗殺人、死体遺棄とされ、弁護側はBが広汎性発達障害の影響で犯行時、心神耗弱状態にあり、また強盗殺人に関しては否認した。同月26日の論告求刑公判において、検察側は、犯行での役割大とし保護処分の社会的許容性なしとし、また被害者遺族は長期刑の厳罰要求（書面）をしており、懲役10年を求刑した。これに対し、弁護側は前の主張から家庭裁判所移送決定を求め、医療少年院での保護処分を必要とする最終陳述をした⁽⁷⁰⁾。

- (1) ここで逆送というのは、少年法20条に規定された検察を通じて家庭裁判所に送致された少年事件を家庭裁判所が決定により検察の検察官に送致する検察官送致（検送）のことである（以下では「逆送」と基本的にいう）。これには2つの場合があり、1つは調査の結果本人が20歳以上の年齢超過であることが判明したとき（形式的検察官送致。少年法19条2項、以下「法・条」という）、他の1つは、調査の結果、死刑、懲役、禁錮に当たる罪の事件で罪質、情状から刑事処分相当と認めるとき（実質的検察官送致。法20条1項）であり、いずれも家庭裁判所の決定で検察庁（検察官）に送致するものである。なお、逆送決定は、審判の結果として行われることがある（法23条1・3項）。澤登俊雄・少年法入門〔第2版〕（2001年、有斐閣）49、179頁。
- (2) 仮釈放の応当日の条件は、これまでの「3年経過後」から成人の有期刑の場合のように「刑の3分1が経過後」と厳格になった。なお、国費付添人制度の対象事件は、重罰化、少年の権利保護等から、これまでの殺人、強盗事案だけでなく、さらに傷害、窃盗事案にまで拡大した。
- (3) 「この健全な育成という究極の目的は、少年に対する保護処分の場合だけでなく刑事処分においても、また少年の福祉を害する少年事件においても尊重されなければならない。少年の健全育成を期するというのは、いわば少年法全体を貫く指導理念であるといえよう。」団藤重光・森田宗一・新版少年法〔第2版〕（有斐閣、1986年）14頁。
- (4) 3準則は、「少年非行の防止に関する国連指針」（リヤドガイドライン）、「少年司法運営に関する国連最低基準規則」（北京ルール）、「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」（少年保護規則）であり、さきの批准2条約との国内での法的・規範的拘束力は異なり、積極的な考慮事項であると思料する。総

じて、3 準則の思潮は、少年の健全な成長発達の保障を説く国際的潮流を表しており、わが国の現状のような刑事司法化の傾向とは対極をなしている。詳しくは、山口直也・少年司法と国際人権（成文堂、2013年）の第1章「少年司法に関する国連準則とその意義」。少年司法に関する国連準則、子どもの成長発達権につき、同9-184頁が詳細で説得的である。

(5) 6条2項「締約国は、子どもの生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」、12条1項「締約国は、自己の意見を形成する能力のある子どもがその子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。(以下略)」。成長発達権の法的性格につき、本庄武・少年に対する刑事処分（現代人文社、2014年）15頁以下。

(6) 名古屋高裁判決、2000・6・29判例時報1736号（2001年）44頁。

(7) 少年矯正を考える有識者会議・少年矯正を考える有識者会議提言—社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ—（法務省、2010年）11～12頁。

(8) 中島学「少年刑務所と少年院の処遇の違い—少年行刑と矯正教育の差異」武内謙編著・少年事件の裁判員裁判（現代人文社、2014年）444頁。少年の可塑性、刑罰・刑務所での処遇の本質が懲役による労働強制による責任・規範意識の覚醒・贖罪・応報的な矯正を目指すことから、例外的に懲役に代えた「改善指導」が実施されるとしても限界があり、この矯正が少年の社会復帰に寄与するものであるかには疑問が残る。少年院は自由制限下での処遇という点については応報的処遇の側面を有するが、全体的処遇は矯正教育の処遇環境におかれている。少年は17歳とはいえ人格の可塑性に富み、生育過程・途上にあるといえる。

(9) 刑事収容施設・被収容者処遇法103条「刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために必要な指導を行うものとする」。

(10) 保護処分の相当性は、家庭裁判所実務では、2側面すなわち①保護処分の有効性である、刑罰より保護処分の方が少年の改善更生のために有効であること、および②保護処分の許容性である、刑罰でなく保護処分を選択することが当該犯罪の罪質、被害感情、社会感情に照らして受忍許容され得るものであることから判断している。横田信之「刑事裁判における少年調査記録の取扱いについて」家庭裁判月報45巻11号（1993年）10頁参照。

(11) Cf. A. Keith Bottomley, *Decisions in the Penal Process*, Martin Robertson, 1973, at 217, 219, 220, ~227. ボトムリーは、レミントン (Frank Remington) の次の指摘に理解を示す。刑事司法の執行の研究は、システム、すなわち個々の諸判断および働きかけが十分に理解されることになるとすれば、刑事手続のい

ずれの段階でも行われる裁量の判断が他の段階で行われる判断に重要な意味をもつことを全体として研究することにある（同218頁）。そして、「刑事上の過程（プロセス）は、逸脱行為への社会的評価・確信とその行為に対する的確な回答とに合致して、それ自体が全体として成り立つ社会的事実なのである」（同227頁）とする。

- (12) 「下級刑事裁判所にあつては、手続それ自体が主要な刑罰である」 Malcolm M. Feeley, *The Process is the Punishment: Handling Cases in a Lower criminal Court*, Russell Sage Foundation, 1979, 1992 ed., at 199.
- (13) 日本弁護士連合会「少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書」（2012年1月、日弁連）。2～3頁。裁判員裁判下での審理方法は、少年の成長発達権保障に配慮した方法が貫かれるべきとする。同1頁。
- (14) 近畿弁護士連合会「少年を被告人とする裁判員裁判における少年法の理念に則った審理を求める決議」（2011年、近弁連合）は、①事件審理のあり方について、②家裁の社会調査、③少年の起訴後の勾留、④矯正施設での処遇、⑤立法提言を示している。詳細な提案理由をつけており、これらは重要な指摘である。とりわけ、第3の裁判官に起訴後の少年に保釈を積極的に認めることとともに、勾留継続の場合に勾留場所を少年鑑別所とし、少年が希望する生活指導、教科指導等の教育を受ける権利を確保すべきとするが、現在の実務の運用上少年の未決勾留場所は例外なく拘置所であり、しかも拘置所での長期の身体拘束（後述の灰ヶ峰事件では1年弱）がもつ精神衛生の悪化、反省・内省の停滞、裁判への主体的な参加意欲の低下等の悪影響を、さらには改善更生に必要な教育的働きかけの欠如から来る更生の阻害を指摘する。さらに、裁判前勾留の問題性から、保証金での裁判前釈放（保釈）の可能性のあるべきことの指摘がある。
- (15) 川出敏裕「処分の見直しと少年審判」齊藤豊治・守屋克彦編著・少年法の課題と展望第1巻（成文堂、2005年）174頁。「少年法31条の2による被害者への決定要旨等の通知とあいまって、本規定（原則逆送規定・・・筆者）の創設により、家庭裁判所が逆送でなく保護処分を選択する場合には、十分な調査と検討のうえでその理由を明確に示す必要が生じる」川出168頁、後藤弘子「刑事処分の範囲の拡大とその課題」ジュリスト1195号（2001年）11頁同旨。
- (16) 下坂節男「原則検送と社会調査」齊藤豊治・守屋克彦編著・少年法の課題と展望 第1巻（成文堂、2005年）225頁参照。（社会調査）要保護性の判断のための資料収集を行う調査は、裁判官が調査官に命じて行わせる（少年法8条2項）。また、主たる綴書類には、①経過一覧（検挙～処分終了までの逐次経過記入）、②身上調査表（警察官作成。犯罪捜査規範210条）③本籍照会回答書、戸籍謄本等、④学校照会回答書（少年法16条2項。在籍校、出身校の就学状況等の照会に対する回答書）、⑤援助、協力依頼回答書（少年法16条。関係機関に

調査、協力依頼の回答書、)⑥調査嘱託回答書（少年審判規則19条の2。遠隔地居住の保護者の面接調査の嘱託回答書など）。⑦保護観察状況等報告書、⑧鑑別結果通知書、⑨少年調査票、⑩試験観察経過報告書、⑪意見書、⑫終局決定書謄本がある。このうち、「少年調査票は、供述拒否権を告げず、少年、保護者、参考人と家庭裁判所の信頼関係のもとに自由に述べられたことを基礎として作成されたものであるから、これが犯罪事実認定の資料とされたり、他の証拠を探索する手がかりとして用いられたりしないように、事案ごとに慎重な配慮が必要とされる」とする。澤登、前掲書、注（1）223頁。

なお、社会記録（少年調査記録）の扱いについて、法50条（審理の方針）は、「少年に対する刑事事件の審理は第9条の趣旨に従って、これを行わなければならない。」とし、9条（調査の方針）「・・・調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識、とくに少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」（科学的調査）とする。さらに、刑訴法規則277条（審理の方針）は「少年事件の審理については、懇切を旨とし、且つ事案の真相を明らかにするため、家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない。」との訓示規定（通説、判例）を置いている。相川裕「裁判員裁判における社会記録の取り扱いの問題点」季刊刑事弁護57号（2009年）56頁、横田信之「刑事裁判における少年調査記録の取扱いについて」家庭裁判月報45巻11号（1993年）1頁。

(17) 中村正彦「近畿弁護士会連合会の調査からみた課題」武内謙治編著・少年事件の裁判員裁判（現代人文社、2014年）37頁。

(18) 正木祐史「検察官送致決定と移送判断」武内謙治編著・前掲書、注（17）、227頁。少年の刑事事件の意義、要件、手続、行刑の概要につき、丸山雅夫・少年法講義（成文堂、2010年）324-354頁。

(19) 法55条「裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分が付すのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送しなければならない」。被害者感情・保護の現実と処遇につき、加藤幸雄「被害者感情と非行臨床」日本福祉大学社会福祉論集106号（2002年）1頁。修復的司法の枠組みにおいて、被害者の理解・対応は、非宗教的な許し（forgiveness）を前提にして、和解（reconciliation）を目的とするものであることを説く見解につき、Ari Kohen, *The Personal and the Political: Forgiveness and Reconciliation in Restorative Justice*, *12 Critical Review of Interenationala Social and Political Philosophy* 3,2009,at 399.なお本稿、注（64）参照。齊藤は、逆送による刑事裁判を経て55条による家庭裁判所への移送、保護処分となることにつき「より重要なのは、刑事裁判を体験することで、家庭裁判所の逆送決定後の少年の行動

や態度、人格に変化が見られたり、保護環境が改善されたりすることによって犯罪の危険性に変化が見られる場合である。このような変化が確認されて、保護処分による立ち直り、再犯防止の可能性が大きくなった場合に、55条による家庭裁判所への移送が認められることになる」とするが、同旨。斉藤豊治「要保護性の判断と検察官送致規定」量刑法の総合的検討（松岡正章先生古稀祝賀）（成文堂、2005年）263頁。

(20) 北村和「検察官送致決定をめぐる諸問題」家庭裁判月報56巻7号（2004年）58頁。

(21) 広瀬健二「保護処分相当性と刑事処分相当性」家庭裁判月報41巻9号（1989年）18頁。もっとも、広瀬は、凶悪事件において、保護処分を相当とする要素をまとめてみると若年（16・17歳）・あるいは年齢に比して精神的に未熟（知的負因がある場合を含む）で可塑性があり、保護に適すること、犯情を相当程度軽減する事情があること・犯行後顕著な有利な事情があることが主要なものとしてあげられようとする。21頁。

(22) 改正法案の審議過程での議論につき、武内謙治「『原則逆送』再考」法政研究78巻3号（2011-12年）1069頁。法改正の原則逆送と裁判員裁判が妥当でないことにつき、国連子どもの権利委員会の第3回総括所見（2010年6月CRC/C/JPN/CO/3）。すなわち、「少年司法の運営」として、重罪を犯した16歳以上の子どもが刑事裁判所に送致される可能性のあること、非職業裁判官制度である裁判員制度が罪を犯した子どもを専門的少年裁判所が処遇することの障害となっていること等につき懸念表明が行われ（第83）、勧告として少年司法分野の国連基準と全面的に一致させる目的で、日本の①少年司法制度は刑事責任最低年齢を従前の16歳へ引き上げること、②法に抵触した少年は少年司法制度で対応し、専門裁判所以外の裁判所で成人として審理されないよう確保し、この趣旨で裁判員制度を見直すこととした（第85のbc）。武内、同1071頁。

(23) 本庄武「逆送決定の基準論」少年に対する刑事処分（現代人文社、2014年）180頁、正木、前掲論文、注（17）。20条解釈要保護性調査拡充説。

(24) 55条の解釈につき「刑事裁判所においても、改正の趣旨を踏まえて、少年事件に関し専門性の高い調査機関を備えた家裁がきめ細やかな検討をし、20条の検察官送致決定をしていることに配慮する必要がある、改正前と変わらぬ保護処分相当性の基準を維持することはできないというべきではなからうか。」とする。司法研修所編・改正少年法の運用に関する研究（『運用研究』）（法曹会、2006年）10頁。川出敏裕（現代刑事法18頁）同旨。川口宰護（判事）「少年法改正後の刑事裁判の対応」法の支配、131号（2003年）26頁。同旨。実務での有力説でもある。北村和、前掲論文、注（19）49頁。

(25) 司法研修所編・前掲書、注（24）（『運用研究』）はこの立場をとる。

- (26) 参照、本庄武「逆送決定の基準論」少年に対する刑事処分（2014年、現代人文社）146頁、立命館法学307号（2006年）354頁。同見解を、実質的に二段階選抜方式とする（355頁）。
- (27) 北村和、前掲論文、注（19）、70頁。保護不能と保護不適（推定）の2者の位置づけに関しては、2段階として一元的構成する一元説、別個に構成する二元説があり得る。保護不能と保護不適（推定）の二元説か、前者か後者の一元説がありうる（保護不適推定説・・・川出敏裕 現代刑事法 18頁）。川出敏裕「処分の見直しと少年審判」齊藤豊治・守屋克彦編著・少年法の課題と展望 第1巻（2005年、成文堂）166-7頁。「原則逆送制度は、その対象とされる罪については保護不適であるとの推定が働くことを規定したものである」。但書を適用するには、保護不適の推定を破る事情すなわち保護処分（審判不開始、不処分ではなく）を許容し得る特段の事情が必要となる。
- (28) 本庄武「逆送決定の基準論」立命館法学307号（2006年）350頁。
- (29) 「説明責任説の出発点は、本来主体的に非行克服のための教育的援助を最も強く必要としている結果重大非行に及んだ少年に対して、社会防衛を優先させることの不当性にある。この立場は、刑事処分相当性判断を、教育手段としての刑事処分が必要・有効かという事項に限定する前提に立っている。そこから20条2項の規定は、結果重大事件における社会感情の厳しさ、刑事処分要求の強さに配慮して、当該少年の教育手段として刑事処分こそが必要・有効と認められない場合において、刑事処分以外の処遇を決定した理由について、被害者を含む市民に対して一層説得的に説明する責任を家庭裁判所に負わせた規定であると理解する。保護処分優先主義に例外を認めず、それを実質的に貫徹させるがゆえに20条2項の実体的拘束力を否定し、説明責任という角度からとらえ直しを図るのがこの説である」（武内謙治「『原則逆送』再考」法政研究78巻3号（2011年）1065-6頁。同説の論者として、葛野尋之「少年法における検察官送致決定の意義—家庭裁判所の説明責任—」立命館法学283号（2002年）1頁、正木祐史「20条2項逆送について」刑法雑誌44巻1号（2004年）10頁、同「20条2項送致の要件と手続」葛野尋之編・少年司法改革の検証と展望（2006年、日本評論社）。これによれば、20条2項につき、「対象事件についての社会感情の厳しさに配慮して、刑事処分以外の処遇を決定した理由について一層説得的に説明する責任を負わせた規定であり、本文とただし書きを原則と例外という関係として理解すべきではない。」本庄、前掲論文、注（27）、349頁。「家裁が、20条2項が要求する説明責任を果たせなかったとしても、教育手段として刑事処分こそが必要・有効であると認められるわけではないから、刑事処分相当・検察官送致の決定が認められることにならない」（同頁）とする。刑事処分が必要・有効であるとの一元的基準により逆送制度は運用されるべきとなる。

- (30) 斉藤豊治、前掲論文、注(19)、256頁、「改正少年法の逆送規定と要保護性の判断」少年法研究2(成文堂、2006年)179頁。この説では武内が指摘するように刑事処分と保護処分の並列関係とし、いずれの選択か家庭裁判所に委ねられ説明責任が負わされることになるとするものである。斉藤は「2項の本文はガイドラインに過ぎないから、ガイドラインによらない選択も十分に可能であり、むしろ20条1項の保護処分優先の原則に立ち戻るものといえる」(斉藤、前掲論文、同頁)とする指摘は重要である。
- (31) 武内謙治『「原則逆送」再考』法政研究78巻3号(2011年)1065頁。「この考えが説明責任説を基盤としつつ、部分的にここから離れるのは、20条2項本文の導入により保護処分と刑事処分の実体的優劣関係は修正を余儀なくされており、前者の後者に対する優劣から両者横並びの並列関係へと変化していると理解するがゆえのことである。論者によれば、20条1項は保護処分優先の原則を前提とした、同条2項は結果重大事件につき『横並び並列関係』を前提とした処分選択のガイドラインである。家庭裁判所は・・・説明責任を課されている」とする。
- (32) 広瀬健二「保護処分相当性と刑事処分相当性—移送裁判例(少年法55条)の研究—」家庭裁判月報41巻9号(1989年)1頁参照。
- (33) 浜井浩一「少年司法厳罰化の現実と矛盾」佐藤幹夫・山本讓司・少年犯罪厳罰化 私はこう考える(洋泉社、2007年)所収109頁。改正少年法後の変化として、「刑務所での処遇は、基本的には規律正しい生活の下に刑務作業を課すことであるが、少年受刑者には可塑性に富んだ存在であることから、特に教育の充実を図る必要がある。このことから、1日4時間の教育時間を確保し、教科教育や生活指導等の諸活動を展開している」との指摘がある。宮川義博「少年刑務所における処遇の実情—改正少年法下の取組を中心に—」家庭裁判月報57巻4号(2005年)30頁。
- (34) 山本讓司「刑務所処遇に、少年の更生・再犯防止効果はあるのか」佐藤幹夫・山本讓司・少年犯罪厳罰化 私はこう考える(洋泉社、2007年)所収130頁。事務系・処遇担当系職員を含めた比率で、2005年～2007年の期間では、少年刑務所は職員一人当たり6.32人の受刑者に対して、少年院では1.85人とする。同頁。
- (35) 法務省法務総合研究所・犯罪白書 平成23年版(2011年)101頁、平成24年版(2012年)109頁、犯罪白書 平成25年版(2013年)100頁。
- (36) 改正前10年間の平均逆送率は、殺人(未遂を含む)では24.8%、傷害致死9.1%強盗致死41.5%であった。最高裁判所事務総局家庭局「平成12年改正少年法の運用の概況—平成13年4月から平成16年3月—」家庭裁判月報58巻9号(2006年)172頁、資料注(4)。殺人には旧統計は未遂を含め、近時統計では既

遂に限定しており、また強盗殺人が別項目立てされていないので、単純比較は難しい。改正法の施行後4年間の原則逆送事件の逆送率は、殺人53.5%（23/43件）、傷害致死53.4%（78/146件）、強盗致死60.0%（15/25件）であった。最高裁事務総局家庭局、同頁。改正少年法施行（2001年4月1日）後、3年間（2004年3月30日まで）の家庭裁判所の扱った少年事件を原則対象とした調査として、原則逆送（検送）対象事件について調査研究したものに、司法研修所編、前掲書、注「改正少年法の運用に関する研究」の事例238件の一覧がある（「原則検送対象事件の事例一覧表」269～276頁）。これによれば、殺人（承諾殺人を含む）事件（43件）での検送は23件（53.5%）、傷害致死事件（146件）での検送は78件（53.4%）、強盗殺人（致死）事件（25件）での検送は15件（60.0%）、危険運転致死事件（22件）での検送は21件（95.5%）、その他保護責任者遺棄致死事件（2件）での検送0件であった。これら総事件数には一審係属中の事案も含まれるが、刑事裁判において55条の家裁移送となったものは、殺人事件0件、傷害致死事件10件、危険運転致死事件0件であった。同12頁。川出教授は、「逆送率は再度上昇に転じており、なお運用は流動的であるというのが正確なところであろう」とする。川出敏裕「処分の見直しと少年審判」齊藤豊治・守屋克彦編著・少年法の課題と展望 第1巻（2005年、成文堂）172頁。原則逆送が、少年司法運営に及ぼした影響の検証につき、齋藤豊治・少年法研究2—少年法改正の検討（2006年、成文堂）、長岡哲次＝入江猛＝溝國禎久＝大森直子・改正少年法の運用に関する研究（司法研修所58輯1号）（法曹会、2006年）。渡邊一弘「少年審判における刑事処分相当判断に関する実証的研究」専修法研論集28号（2001年）は、2001年改正前の少年法上の検察官送致（20条）の要件である「罪質および情状」について、刑事訴訟法上（248条）の起訴相当判断の要素である「犯人の性格、年齢および境遇、犯罪の軽重および情状ならびに犯罪後の状況」について、少年の属性、犯罪の態様、被害者の属性を因子（アイテム）群化して、分析し結果の重大性への厳格対応による逆送判断等を導いているとする。

(37) 三宅孝之「イングランドの少年司法の動向」産大法学34巻3号（2000年）342頁以下。イギリス（スコットランドを含む。）の少年法とブルジャー（バルガー）事件につき、辻脇葉子「少年事件の実名報道—英国バルガー事件にみる少年手続と報道—」明治大学短期大学紀要63号（1998年）1頁、三宅孝之「イギリス少年司法の動き」団藤重光・村井敏邦・齊藤豊治他『「改正」少年法を批判する』（日本評論社、2000年）所収、232頁以下参照。ブルジャー事件を一部扱った邦訳本に、キャロル・アン・デイヴィス（浜野アキオ訳）・少年たちはなぜ人を殺すのか（文春新書、2008年、原書2003年刊）、第7章「ぼくを救ってくれ」137—163頁。イギリスの少年司法につき、土井政和「イギリスにおける少

年司法政策の最近の動向」齊藤豊治・守屋克彦編著・少年法の課題と展望 第2巻(成文堂、2006年)12頁。

- (38) 三宅、前掲論文、注(37)「イングランドの少年司法の動向」343頁参照。
- (39) Wikipedia, Murder of James Bulger (en.wikipedia.org/wiki/Murder_of_James_Bulger) (2014年8月26日、アクセス)。この記事・情報は、新聞、テレビ報道等を基に組み立てられ詳細な内容、事実を含んでいる。ブルジャー事件の被告人TおよびVを含め事件背景、事件、家庭環境、自治体の対応、社会的反響、氏名公表の裁判、教師・精神科医の証人出廷、内務大臣の裁量権限行使等の詳細につき、Blake Morrison, *As If*, Granta Publications 1998, pp.245, at 21, 25, 28, 82, 242 etc.
- (40) Robert Thompson (1982年8月23日生)、John Venables (1982年8月13日生)。
- (41) 犯罪無能力の意味で、10歳から14歳までの幼児(infant)は犯罪無能力と仮定される。この仮定は、悪意のある裁量または犯意の存在による反証が可能である。Jowitt's Dictionary of English Law, 1977, vol.1, at 647. しかし、1998年犯罪・秩序違反法(Crime and Disorder Act)の34条によって10歳以上の少年に犯行能力がないことを刑法上仮定し争点とすることができなくなった。つまり、刑事責任能力は、一般に10歳以上であればあるとの前提にたつ。三宅孝之「イングランドの少年司法の動向」前掲、注(37)、342頁以下。ブルジャー事件は同1998年の犯罪・秩序違反法の成立前の事件であるので旧法適用の時期である。
- (42) Justice, *Children and homicide: Appropriate procedures for juveniles in murder and homicide cases*, London: Justice; 1996.
- (43) ガーディアン(Guardian)紙によれば、ブルジャーの家族が仮釈放局の審査委員会(parole panel)に弁護士を通じて提出した報告書では、逮捕および審理中の悔悟性の欠如から、トンプソンは診断困難性精神病質(undiagnosed psychopath)とするものであった。2001年6月24日付。
- (44) ヨーロッパ人権条約6条(公正な裁判)「1 すべて人は、その民事上の権利および義務、または自己に対する刑事上の訴追が決定されるにあたって、法律によって設けられた独立の公平な裁判所による合理的な期間内の公正な公開の審理を受ける権利を有する。(以下略) 3 犯罪の訴追を受けた者はすべて、最低限度次の権利を有する。 a 自己に対する起訴の性質および原因を自己の理解する言語で速やかにかつ詳細に告げられること b 自己の弁護の準備のために十分な時間を持つこと c 自らまたは自己自身の選択する法的援助によって自己を弁護すること、または法的援助に対する十分な支払手段を有さない場合に、裁判のために必要な場合は無料で法的援助をあたえられること d、e (略)」(下線、筆者)。

イギリスは、1950年締結のヨーロッパ人権条約(正式名称「人権および基本的

自由の保護に関する条約])を翌1951年批准し、条約に基づく個人の申立て権を1966年に認めた。条約に基づく申立手続、受刑者の申立て ネヒトル(1969年)およびゴルダー(1970年)の各ケースにつき、三宅孝之「受刑者の不服申立制度」沖繩法学6号(1978年)83頁、Xケース(1974年)につき、三宅・精神障害と犯罪者の処遇(1992年、成文堂)13頁以下参照。このヨーロッパ人権条約の精神および重要な規定は、1979年の国連の国際人権規約B規約(市民的および政治的権利に関する国際規約)に踏襲されている(「公正な裁判」に関するヨーロッパ人権条約6条規定は、B規約14条に該当する)。わが国はB規約に関する加盟国個人の申立てに関する選択議定書を批准していない。

(45) *Sula Wolff and Alexander McCall Smith, Children who kill, BMJ (British Medical Journal) Jan 13, 2001, No.322, at 62.*

(46) 少年に遵守事項違反があれば、それ自体が、公衆の安全への恐れ、つまり危険(リスク)があるとされ、少年は刑事施設へ再収容となる。遵守事項には、①少年相互およびブルジャー家族との接触禁止、②マーシーサイド地域への立入禁止、③夜間外出禁止の可能性あり、④プロベーション・オフィサー(保護観察官)への報告義務、が挙げられる。

(47) 2001年12月、マンチェスター・イヴニング・ニューズは2少年の収容の保安ユニット施設名を公表したことで、3万ポンドの罰金を科されたことなどあるとした。

(48) ジャームズ・ブルジャーの両親ラルフ(夫 Ralph)とデニス(妻 Denise)は、裁判後、第2子のマイケル(Michael)が誕生したが、1995年に離婚している。デニスは1998年にファーガス(Stuart Fergus)と再婚し2人の男児をもち、ラルフも再婚し3人の女兒をもった。Vは、仮釈放後のさらに2010年、他の非行である児童ポルノ規制法違反で逮捕されたため、再度Vの新しい身元証明が行われ、またVは2013年釈放審理があり、のち仮釈放された。

(49) 10歳以上15歳未満の者は保安児童ホーム(Secure Children's Home: SCH)、15歳以上の者は若年犯罪者収容施設か保安訓練センター(Secure Training Centre: STC)に収容されるため、21~22歳に達するまで一般刑務所に移送収容されることはない。SCHは地方自治体(local council)が運営し、収容定員8~40名で、学校教育の時間割に沿って、週30時間の教育・訓練を行う。STCは、民間会社が運営し、施設は収容定員50~80名で、各棟に5~8名分離収容される。YOIは、1902年にケントに設置された体罰をも肯定し批判に晒さらされてきた軍隊的規律(3S主義、short/sharp/shock)のボルスタル(少年院、1982年廃止)の後継施設であり、1988年刑事司法法(Criminal Justice Act)により設置されている。YOIは、国の刑事施設業務局(Prison service)か民間会社が運営し、施設は収容定員60~400名で、各棟に30~60名分離収容される。YOIは、一

般刑事施設に類似するが、対受刑者の職員比率が低いことと、週25時間の教育時間があり、この時間を通じて行動変容・改善、社会での活用の実践スキル開発、釈放後の適法な雇用準備を促進することに違いがあるが、自殺、いじめ、安全性、最高の施設内暴行発生率などのため、批判を受けてきた。収容者には、一時釈放を伴う教育的地域活動、社会奉仕活動プログラム（Community Service Volunteer programme）での活動の機会もある。

<http://www.gov.uk/young-people-in-custody/what-custody-is-like-for-young-pepple>

<https://www.gov.uk/young-people-in-custody>

<http://www.polotics.co.uk/reference/young-offender-institution/>

(50) 注 (37) 参照。S. Wolff and A. M. Smith, *supra* note 45, at 61-62. European Court of Human Rights. Each Judgment in the case of T & V v the United Kingdom (Cologne: Carl Heymans Verlag, 1999). 本来2ケースの別申立てケースであるが並記した。

(51) 読売新聞、2013年10月18日「Famと称し・・山中遺体で逆送の少女ら共同生活。」

(52) 読売新聞、2013年10月16日、「広島山中遺体、少女3人を少年院送致」。逆送ケースのXに関しては、翌2014年5月28日 広島地方裁判所（伊藤寿裁判長）は第2回公判前整理手続において、鑑定留置の決定を行なった。

(53) 時事通信（配信）、2014年5月29日「呉女子生徒殺害 精神鑑定へ」、山陰中央新報2014年7月20日「広島・女子生徒殺害1年」。

(54) 山陰中央新報、2014年9月11日「広島女子生徒殺害 湯梨浜の男に懲役14年」。

(55) 素行障害（Conduct Disorder :CD）は社会的な規範に対する反復的で複数の分野にわたる問題行動によって規定される疾患概念である。齋藤万比古編著・素行障害（金剛出版、2013年）1頁。境界性パーソナリティ（障害 Borderline Personality Disorder: BPD）は、青年期または成人初期に多く生じる不安定な自己—他者のイメージ、思考・感情の制御不全、衝動的な自己破壊行為などを特徴とする障害概念である。一般にボーダーラインと呼称される。このボーダーラインおよびその弁証法的行動療法による治療につき、高岡健「ボーダーラインは消えたか」精神医療76号（2014年）32頁以下。精神医療、特集「ボーダーラインはどこへ」同号参照。

(56) 毎日新聞、2014年10月8日（12A版）「呉16歳殺害 少女 起訴内容認める」、朝日新聞、2014年10月25日（10版）「16歳殺害 少女に懲役13年」。

(57) 判決要旨につき、中国新聞、2014年10月25日、31面。

(58) 判決（要旨）は、強盗場面での少年事件の集団迎合的状况を指摘し、少年被告人の非主導性、他共犯者の煽動的言動、暴行行為を指摘し、これらと被告

人の心情とが相まって犯行がエスカレートした側面があるとするが、部分的なもので全体的には終始指導的立場とする。しかし少年犯罪の群集的相互煽動性があることは軽視すべきではない。家庭裁判所調査官研修所監修・重大少年事件の実証的研究（司法協会、2001年）によれば、1997年から99年までの3年間に起きた少年による殺人事件および傷害事件の中から、単独殺人少年10人、集団殺人または傷害致死事件の10人について分析したものによれば、重大事件を犯した少年たちの多人数集団における主犯格と従犯格に相互依存性があることを示している。すなわち「主犯格の少年には度胸があると見栄をはり暴力を誇示することで目立ちたい」（51頁）、主犯格の少年は、離婚や家庭不和などの問題を抱えた不遇な家庭に育っていたり、幼少期から体罰やいじめなどの被害体験があったり、父母の暴力を目の当たりにしたりしている例がおおく、成長するにつれた、だんだんと自ら暴力行為やいじめを行うようになります」（52頁）、「事件の際には、自分より弱い者に馬鹿にされたとか、反撃してこないと思っていた者に反撃されたというようなささいなことで劣等感を刺激されて、衝動的に暴力を振るったり、仲間の目を意識して強い自分をアピールしようとして執拗に暴力を振るったりしたため、結果として死に至らせたと見られる事例が少なくありません。」（52頁）。

(59) 毎日新聞、2014年10月23日広島版、中國新聞、同年10月24日。

(60) 法61条「少年の犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」。被害者保護と同様の観点から、少年の刑事裁判において裁判所によって裁量的に諸措置が執られていたとみることができよう（遮蔽衝立の使用、被告人氏名等の特定事項の不朗読、裁判所公判揭示物からの被告人氏名秘匿）。刑事訴訟法157条の3（証人尋問の際の証人の遮へい）、290条の2（公開の法廷での被害者特定条項の秘匿）、291条2項（冒頭手続における特定事項の不朗読）等。

(61)～(64) Lore Walgrave, *Restorative juvenile Justice A Way to Restore Justice in Western European System?*, in: Stewart Asquith(ed.)*Children and Young People in Conflict with the Law*, Jessica Kingsley Pub.1996, at 1195-196.

(65) Jenny Johnstone and Michele Burman, *The Future of Youth Justice*, in: Idem(eds.),*Youth Justice*, Dunedin Pub. 2010,at 88.「若年者の刑事訴追が今日もつ否定的効果、刑事司法制度に若年層を取り込むことから起きてくる有害な諸結果、さらに刑事司法制度がこの若年層集団の再犯防止にもつ限定された抑止効果を略述する十分に確立した多くの調査証拠がある」。スコットランドにおける少年犯罪者の処遇に対する台頭する応報的なアプローチを踏まえた意見であ

る。主として成人犯罪者の処遇における修復的司法につき、初期邦訳書として、ハワード・ゼア（西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳）・修復的司法とは何か（新泉社、2003年、原書1990年刊）全283頁+x x ii、ジム・コンセディーン、ヘレン・ポーエン（編）（前野育三、高橋貞彦監訳）（関西学院大学出版会、2001年、原書1998年刊）全286頁。本稿注（19）参照。修復的司法の対象に重罪犯罪者を含めることについて課題はあるが、イギリスにおける修復的司法の政府、第3セクターによる活動の現状（司法福祉週間 2014年11月16日～23日など）につき、以下。<https://www.gov.uk/government/news/this-restorative-justice-week-were-asking-what-would-you-do>. Restorative Justice Council, HP. /<http://www.restorativejustice.org.uk/about-the-rjc/>. Ministry of Justice, *Restorative Justice Plan for the Criminal Justice System for the Period to March 2018*, Nov.2014, pp.6. <http://www.justice.gov.uk>. 少年司法と修復的司法につき、椎橋隆幸「リストラティブ・ジャスティスと少年司法」現代刑事法40号（2002年）41－47頁。

(66) ボトムズは「ポピュリスト的処罰 (populist punitiveness)」として分類している。ボトムズは、迎合的な処罰に依拠することの背景には、政治家が①厳罰への依拠は一般予防（抑止）・無害化による犯罪率の低減効果があると、②一定種類（薬物）の行動に対しては道義的なコンセンサスを強化することが助けになると、③大衆迎合的な処罰のスタンスを取ることは特定有権者を満足させることで訴求力があると、信じているからだと推察する。Anthony Bottoms, *The Philosophy and Politics of Punishment and Sentencing*, in: Chris Clarkson and Rod Morgan, *The Politics of Sentencing Reform*, Clarendon Press, 1995, at 39. 厳罰主義の風潮の背景を的確に指摘する。「刑罰ポピュリズム (penal populism)」とも呼ばれる現象に堕しないために地域社会の重視、国民の処遇視座の施設内から社会内処遇への転換が必要である。近時の処罰的ポピュリズム (punitive populism) につき、Cf. Julian V. Roberts and Jan W. de Keijser, *Democratising punishment: Sentencing, Community views and values*, *Punishment & Society*, 2014, Vol.16(4)474=498. 処罰的社会につき、D・ガーランド（三宅訳）「処罰的社会」島大法学39巻3号（1995年）127頁、三宅孝之「イギリスにおける保守党政権下の刑事政策－ポピュリズムと「法と秩序」政策－」島大法学42巻3号（1998年）39頁。厳罰主義は二極分化政策、すなわち重罪犯罪者には重く、比較的深刻でない微罪者には軽く処罰することで、刑事施設の収容者数調整での財政・行政面での緩和を図ることを内包し得る、両面的な量刑政策である。同56頁。

(67) 国際準則の方向性につき、本稿第1章、丸山雅夫、前掲書、注（18）366頁参照。

(68) エリアスの「文明化」の考え方を踏まえ、ガーランドは、改革熱狂者の主

張にも拘わらず、国家、社会、被害者と犯罪者の利害は決して「調和」され得ない、国家による市民への刑罰賦科は内戦（市民戦争）の性質を帯びたものであり、必要だとしても必要悪でしかないと刑事司法の改革が直線的でない現実をリアルに捉える。そのうえで、規律性のある行為と社会統制の促進を企図した政策は、若い市民の処罰ではなく、社会化、社会統合に集中することを説く。David Garland, *Punishment and Modern Society: A Study in Social Theory*, Clarendon Press, 1990, at 292. エリアスは「国家形態と文明化」において、情動コントロールの統合と分化に向けた人間の個人行動様式の変化と、高いレベル分化と統合に向けた社会構成における長期的な変化との間に関係性あることを示した。Cf. Norbert Elias, *The Civilizing Process*, Blackwell, 1978; org. pub. 1939, at 183. 長期的には、非行少年を非刑罰的な福祉的で多様な（分化と統合の）社会制度で扱おうとする流れと人の考え・行動様式（文明化）に到達、変化していくものと考えられる。

本稿の主張する少年「司法」の福祉プログラムとして処遇モデルへの純化の考えは、すでにベルギーにおいて実施されている。そこでは、1912年児童法（Children Act 1912）によって少年のネグレクトを少年非行とともに包摂し扱う少年司法モデル（和解モデル＝修復的司法モデル）が刑罰回避の形で執られている。Mia Claes *et al*, *Alternative practices for juvenile justice in Flanders (Belgium): the case for mediation*, in: Lode Walgrave (ed.), *Repositioning Restorative Justice*, Willan Pub. 2003, at 255～270.

なお、わが国でも、2003年12月、政府「青少年育成大綱」において、「修復的司法活動の我が国への応用の可能性」の検討が開始されている。わが国およびイギリスの少年司法における修復的司法の影響、課題につき、森久智江「イギリス少年司法における委託命令（Referral Order）について—修復的司法の可能性と限界をめぐる予備的考察として—」九大法学90号（2005年）363—458頁。

(69) 中國新聞、2014年11月7日16版「吳少女殺害 主犯格少女が控訴」。中國新聞、2014年11月7日16版「吳少女殺害 主犯格少女が控訴」。

(70) 中國新聞、2014年11月11日16版「吳少女殺害 少年側強殺は否認」、同、2014年11月26日16版「吳少女殺害 少年に懲役10年求刑」。